

1. 議事日程（平成29年第2回北広島町議会定例会）

平成29年6月21日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|-------|--|
| 山形しのぶ | 公立放課後児童クラブの開校時間の改正を |
| 服部泰征 | 地方自治体における、働き方改革への取り組みについて
北広島町民の安心した生活を守る取組み（健診や予防接種など）について
地域間における利便性およびサービスの格差について |
| 湊俊文 | 箕野町政の二期目のスタートにあたって
基幹道路の整備について |
| 森脇誠悟 | 町内企業と連携した地域振興、過疎化対策を |
| 美濃孝二 | 太陽光発電等に環境と景観、暮らしを守る条例・ガイドラインを |
| 宮本裕之 | 県広域化で国保税の大幅値上げ、力尽くし「払える保険料」に
グローバルGAP「(農業生産工程管理)」認証取得について
「北広島町景観条例」の早期制定を |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 浜田芳晴 | 2番 美濃孝二 | 3番 真倉和之 |
| 4番 湊俊文 | 5番 敷本弘美 | 6番 森脇誠悟 |
| 7番 宮本裕之 | 8番 山形しのぶ | 9番 亀岡純一 |
| 10番 梅尾泰文 | 11番 室坂光治 | 12番 服部泰征 |
| 13番 伊藤淳 | 14番 中田節雄 | 15番 大林正行 |
| 16番 伊藤久幸 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司 副町長 中原健 教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦 大朝支所長 清水繁昭 豊平支所長 堂原千春

危機管理監	五反田	孝	総務課長	古川	達也	財政課長	信上	英昭
企画課長	畑田	正法	税務課長	浅黄	隆文	福祉課長	清見	宣正
保健課長	福田	さちえ	農林課長	落合	幸治	商工観光課長	沼田	真路
建設課長	砂田	寿紀	町民課長	坂本	伸次	上下水道係長	寺川	浩郎
消防長	石井	雅宏	学校教育課長	石坪	隆雄	生涯学習課長	西村	豊
会計管理者	畑田	朱美	国土調査事務所長	林	秀治			

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

- 議長（伊藤久幸） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者はマイクを正面に向けて簡潔に行ってください。8番、山形議員の発言を許します。
- 8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。皆様に通告しております、公立放課後児童クラブの開校時間の改正について、私から質問をさせていただきます。本日、新聞にもある方の投稿、児童クラブに働いていらっしゃる方の投稿の中で、子供たちは地域の宝ですよという言葉がありました。働いていらっしゃる方の中にその声が入っているということ、その思いに願いを込めて質問をさせていただきます。北広島町では、公立の放課後児童クラブと民間の放課後児童クラブが設置をされております。公立の放課後児童クラブでは、長期休暇でしたら、午前8時から午後6時、小学校が開校しております開校日には、活動が終了後から午後6時までとなっております。長期休暇の際には、放課後児童クラブへ子供をお願いするときには、午前8時に保護者が必ず職員へと子供を直接お願いをすることが決まっています。そのまま職員と保護者が顔を合わせ、お願いをするという形が安全面ではとても適しているとは思いますが、しかし核家族がふえ、女性の社会進出、男女共同参画社会が標榜され、女性管理職が増えている現状です。結婚の年齢も上がってまいりました。結婚の年齢が30歳を過ぎるとというのが平均となってまいりましたので、結婚した際には会社での役職を持っている方もたくさんいらっしゃいます。そして、初産年齢も上がっておりますので、社会での役職を持ちながら子育て

てをしているということ。そして、父子家庭や母子家庭が多い現在では、午前8時に放課後児童クラブへ連れていき、そこから職場へ、そして午後6時には放課後児童クラブへ迎えに行くということが難しい状況に多くあります。一般的な勤務時間を考えていただければと思います。8時間勤務、お昼の1時間休憩と考えますと、午前8時から17時までの勤務、この時間でも8時からの勤務時間に間に合いません。午前9時からの勤務時間の場合でしたら、勤務時間の終了の時間が午後6時、18時、となります。その時間になっても勤務時間、終了時間に間に合うことができません。特に長期休暇では、ふだん子供が登校する時間よりも遅い午前8時に連れていくということが決まりにあります。小学校の子供たちが学校に行く時間、私も3人の子供がおりますが、小学校に行く時間は、家を出る時間は、午前7時30分となっております。それよりも遅い時間8時に直接小学校に先生へお願いし、そこから車に乗って通勤するということが非常に難しい状況が多くあります。また、夏休みという長期休暇でありましたら、6週間という長い期間になります。同じように、仕事をしながら子育てをされている方に長期お願いをするという形をとっていらっしゃる保護者の方もいらっしゃいます。ご自身がお仕事に行く際に、仕事時間、開始時間が遅い保護者の方のもとへ子供を連れていき、そこでお願いをしてから仕事に行く方、また、お願いをした方のご家庭がお子様お1人に対して、お願いする方がお子様3人を連れてお願いをするということに大変心苦しさを感じている方もいらっしゃいます。少子化が進行している今だからこそ、北広島町の子ども・子育て支援事業計画にもございます、ほっとできる環境で、子供がすくすく育つまち、この思いといたしましては、ほっとできる環境というのは、子供だけではありません。子育て世代も同じようにほっとできる環境で子育てができる町を目指して、仕事と子育てを充実したものになりますように、以下について質問いたします。まず、1点目でございます。放課後児童クラブの延長を求める要望は、どのぐらいの件数がございますでしょうか。また、その声に対して、どのように対応されているのかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 公立放課後児童クラブの開校時間の改正をとということでございます。生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。放課後児童クラブの時間延長につきましては、放課後児童クラブの支援員さんを通じてお話を聞いたことはございます。ただし、件数については把握をしておりません。また、その声に対してでございますが、お仕事のご都合等で、午前8時からの送りや午後6時までの迎えが困難なときは、ファミリーサポートセンター制度を利用させていただくようにしております。申し込みの利用案内、また、保護者会等でご案内をしているということでございます。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） ただいま質問にお答えいただきましたが、放課後児童クラブの延長を求める声が支援員を通じてというふうにお話をいただきました。ここの声が幾つ件数があるか存じていないということが一つ問題にもなるかと思えます。保護者の方は、支援員、児童クラブの方に伝えると必ず生涯学習課、つながっている方のもとに声が届くと感じていらっしゃいます。組織でありますので、思い、一つ一つの声はしっかりと上へとつなげていく、そこで話し合いがなされていないということが今の現状、このまま皆さんの諦めにつながっているのではないかと思います。児童クラブに伝えることによって、しっかりと思いを伝えたい、今回、子育て世代のお母様方から、一般質問のことについてホームページで確認をしましたという保護者の

方から私のもとへ4名連絡がありました。ふだん見ることがないホームページですが、この思いはしっかりと伝えたいという方4名の方の中で、3名の方はお会いをしたことがありません。お会いをしたことのない方でも、このことは伝えたいという思いがあったこと、そして児童クラブには、今までも何度も伝えてきましたという保護者の方もいらっしゃいます。その声を受けられたことは必ず上につながる、組織として、報・連・相は当たり前のことだと思いたいで、そこからしっかりとした次につながることを考えていただきたいと思いたいます。そのことについて、どうぞお願いします。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 放課後児童クラブの連絡が生涯学習課のほうに届いていないというところがございます。もちろん組織として運営をしておりますので、その声がきちんと、こちらに届いていないというところは反省をしなければいけないと思いたいます。今後、しっかりと連携をとりながら、そういった声もすくい上げながら進めていきたいと思いたいます。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 先ほどファミリーサポートの利用という話がありました。私自身も、子供を産んだ際、そして保育園に入園した際、小学校に入学した際、その際にも何度もファミリーサポートの登録についてのご案内の用紙をいただきます。次の質問にも、ここであえてファミリーサポートについて質問させていただきました。それはファミリーサポート、それだけ皆さん登録をしてくだささい、利用してくだささいという声を広げていながらも、今年度登録の希望の件数、会員の方は、今年度はゼロ件です。そして28年度は3件、27年度は2件と、大変少ない状況にあります。全てこちらの皆さん、利用された方は、送迎で利用されたというふうに確認をさせていただきます。送迎で確認をさせていただきますが、これだけ登録が少ないということは、今まで、私の周辺でもたくさんの送迎に困っている方がいらっしゃいます。その中でも、ファミリーサポートを利用しにくい状況にあるのではないかとと思いたいます。ファミリーサポートの制度の内容の改正について答弁を求めます。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） ご指摘のとおり、ファミリーサポートセンター事業につきましては、実際に利用されている会員の件数については少ない状況にあります。平成23年度から事業を開始しておりますけれども、年々減少傾向にあります。県内の他市町においても、同様に会員数が増えない状況にあると聞いております。希望される支援内容につきましては、先ほど山形議員からありましたように、保育所、児童クラブへの送迎、それから児童クラブからの預かりがほとんどを占めております。少ない要因としまして、援助活動のニーズそのものが少ないこと、それから祖父母等で支援をお願いできる方が近くにおられること、それから友人に送迎をお願いすることなどが考えられます。今後につきましては、広報紙を活用して定期的に案内することや町のホームページの内容を充実することなどで、事業内容を周知いたしまして、依頼会員のニーズの発掘、それから提供会員の拡大を図ってまいりたいと思いたいます。そのほかのニーズ等々があれば、柔軟に制度内容の改正も考えてまいりたいと思いたっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、確認をいただいた中で、ニーズが少ないという話がありました。ニーズが少ないことは決してないと思いたいます。北広島町のこちら子育て支援事業計画のアンケートで確認をいたしました、小学校の子供がいる世帯、約30歳から50歳の世帯を考えており

ますと、女性がお仕事をされているパーセンテージは80%、平均として超えております。広島県、全国平均で考えますと、約65%、北広島町では、それだけ仕事をされている女性の方が多くいらっしゃるという状況です。そういった方の中で、ニーズが少ないとありましたが、小学生のお子様をお持ちの方がフルタイム勤務をされている方は47.4%、約半数いらっしゃいます。約半数の方が全て祖父母にお願いするのか。そして、友人にお願いをするのかというふうに考えると、それは簡単なものではないと思います。友人に私もお願いをすることがありますし、お願いをされることもあります。正直なところ、自分の我が子もおりますので、子供が熱を出したときに迎えを頼まれた場合、どうすればいいのだろうかと思慮することもあると思います。そういったことを考えますと、ファミリーサポートがもっと充実したものになるように考えていかないといけないというふうに強く感じてます。また、フルタイム勤務というふうに、今、小学校の47.4%がフルタイム勤務のお母様方というふうにお伝えをしましたが、アルバイト、パート勤務の方の中に、将来はフルタイム勤務をしたいというお母様方へのアンケート結果もこちらに載っております。そちらをアンケート結果を合計いたしますと、フルタイムの見込みがある方、もしくは、見込みはないけど希望がある方、フルタイム勤務をしたいというパート、アルバイトの方が85%いらっしゃいます。85%の方がフルタイム勤務をしたいけども、できない状況にあるということをしつかりと考慮いただきまして、児童クラブの開校時間へとつなげていただきたいと思います。続いての質問へと進ませていただきます。北広島町では、民間の放課後児童クラブでは、豊平地区ではございますが、午前7時30分から開校しております。こちら豊平地区となっておりますが、旧千代田地区、千代田地区では、全て公立となっております。大朝も同じです。公立では7時30分から開校することができない理由について伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 議員おっしゃいましたように、現在のところ、条例によりまして、土曜日、また長期休業日につきましては、午前8時から午後6時までの開校となっております。午前7時30分から開校ができないかということでございますが、まず、一番の理由としまして、放課後児童クラブの支援員さんが確保できないことが理由となっております。放課後児童クラブの運営には、1名の資格のある支援員が必要になることや児童の安心・安全を見守ることができる人でなければ支援員になってもらうことができないというところがあります。それによりまして、現在でも人員が不足している状況でございます。また、夏休みなどの長期休業中は開所時間が長くなりまして、長時間勤務となります。この期間だけ勤務可能な支援員さんを確保するということが課題となっている状況にあります。さらに時間を延長するということがございますが、やはりこのことによりまして、支援員さんの確保がさらに必要になってくるということもございます。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 資格そのものを持っていらっしゃる支援員の方というお答えがありました。ファミリーサポートを手伝うという方、サポーターの方々が多くいらっしゃいます。サポーターの方々の中では、こちらの支援員の資格を持っていらっしゃる方も数名、私が確認をしている中でもいらっしゃいます。そういった方へのお声かけもいただけたと思いますし、ファミリーサポーターになるというふうに決意をいただいた方というのは、ご自身が子育てを卒業されて、これからは地域のお子様方を守っていきたいという方もたくさんいらっしゃるかと思いま

す。そういった方が資格を持っていらっしゃるかどうかの確認をしていただき、そういった方に声をかけていただけると、また力になるといってくださる方がたくさん北広島町にはいらっしゃると思います。そちらの声かけ、そして、支援員の方、資格を持っていらっしゃる方の確認をしていただきたいと思います。続いての質問へと進ませていただきます。子育て世代の社会進出の増加に対しまして、放課後児童クラブで時間や内容、改善に向けて検討しているのかということ伺います。なぜ、このことを伺うのかといいますと、北広島町の子ども・子育て支援事業におきまして、先ほどもお話がございました、ニーズに応じた運営、そしてサービスの充実、常設施設への検討や使用料金の見直し、また、指導員の資質の向上や人員の確保ということをうたっております。そういったことも考えていただき、どのように検討しているのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 放課後児童クラブの時間の内容、また改善に向けての検討ということでございます。今年度から、保護者負担の見直しを行い、定額制としたところでございます。使用料の減免制度を新たに設け、適用基準に合わせて半額、全額免除をしております。放課後児童クラブの時間延長についてでございますが、まずは、支援員さんの確保を第一とすることが重要であると考えます。こちらも含めまして、今後、時間延長も含めて検討はしてまいりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） ただいま、使用料金の見直しについてご答弁いただきました。使用料金は、北広島町は大変、今までは高いというふう感じておりました。お隣の広島市では、使用料金は無料となっております。そういった財政の問題もあると思いますが、そういった形で使用料を見直しをいただいたということは、子育て世代にとっても大きな力となると思います。また、支援員の皆様等々の人員確保がもう第一というふうになってまいりますので、これまで以上にそういった方のお一人お一人の声をしっかりと聞いていただき、人員の確保へ努めていただきたい。また、サービスの充実という面についても一つお願いをさせていただきますと、サービスの充実というところで、北広島町にはたくさんの技術を持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。夏休みといいますと、小学生の子供にとっては本当は楽しい休みになるはずです。でもお子様方が児童クラブに行くこと、実は働いていらっしゃるお母様方にも心苦しさがゼロというわけではありません。働いている中でも葛藤を絶対に持っていらっしゃいます。仕事がここで休みにすることができたら、子供を夏休み楽しませてあげることができるのではないかと。そして、いろいろな場所に連れて行ってあげられるのではないかとこの気持ちを持ちながらも仕事に行っている方もいらっしゃいます。その中でも、児童クラブに迎えにいったときに、子供たちは、きょうは楽しかったよというふう笑顔で帰ってくると、仕事で疲れて迎えにいかれた親御さんもその笑顔で癒やされる、皆さんも経験はあると思います。そういった笑顔につながる児童クラブの活動というの、これからはしっかりと考えていただきたいと願います。最後に、もう一つ質問させていただきます。安心して、子育てや仕事に取り組める町であることは重要なことでもあります。北広島町の長期総合計画にもあります、また、このたびの平成29年度の施政方針案でもありました、安心して子育てができる住みよい環境づくりに努められるという町長の思いがありました。妊娠や出産、子育てまで切れ目ない支援を目指す北広島町の取り組みというふうにございます。子育てまで切れ目ない支援というのがございます。男女共同参画の

推進に際しまして、男女ともに安心して子供を生み育てることができる、魅力につながり、優しさづくりへ向けて、社会全体の環境づくりを進めるともあります。また、父親の子育ての参加というものもございました。子育ての参加につきましては、妊娠中の妊婦教室等の父親の参加の促し等もございました。その中でも、男女ともに安心して子供を生み育てることができるというふうにつながっている部分が今明確ではないかと思えます。しっかりと切れ目ない支援を目指す北広島町の取り組みについて、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 子育て支援の充実が課題となっている中で、長期総合計画において、安心して子育てができ、地域で安心して暮らすことができるまちづくり、支え合いによるまちづくりに取り組むこととしているところであります。子育て家庭に寄り添い、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことは、安心して子供を産み育て、子供の健やかな成長を育むことにつながってまいります。その一つとして、仮称でありますけれども、子育て世代包括支援センターの設置に向けて、北広島町における事業のあり方について、今、関係課で協議を進めておるところであります。来年度以降、できるだけ早い時期の設置を目指しているところであります。日々の生活において、不安なく安心して子育てができる環境づくりと、家庭、地域社会との協働により、子供の生きる力を育むまちづくりの点から、さまざまな子育て支援事業の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 安心して、地域で子供を産み育てることができるという町長の方針を伺いました。安心して子育てをすることができるというのは、今、この北広島町にとっても大切なことということは皆さんもよくご存じだと思います。その中で、あえてこのたびは、放課後児童クラブの開校時間と上げさせていただきましたのは、一つ大きな理由があります。小1の壁という形で、中学校1年生のときには、中1ギャップ、今はもう小1ギャップともいわれております。小学校に入学の際に、お子様がどのような気持ちで入学をされるのか。そして、その入学を支える親御さんがどのような気持ちで入学式を迎えられるのか、そして、小1の子供たち、ランドセルを背負っていく子供たちを見ながら、仕事をしながら、しっかりこの子供たちを支えていきたいという親御さんの気持ちを考えていただき、安心して子育てとともに仕事ができる。充実した北広島町になること、皆様には、しっかりと公立放課後児童クラブの開校時間の改正を強く要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤久幸） これで山形議員の質問を終わります。次に、12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。先般、通告しておりますとおり3つの項目について質問させていただきます。まず、第1点目です。地方自治体における働き方改革への取り組みについてです。近年、過労による問題が取り沙汰されることが多くなり、政府は、残業について基本的に年間720時間以内、月80時間以内の規則を打ち出しており、多くの企業が取り組みを始めています。このような中、北広島町役場でも職員数は削減しつつ、しかしながら住民サービスの充実や利便性の向上は図っていかねばなりません。そのためには、業務の効率化がより一層重要になっていくと思われ、職員の方の窓口業務を軽減することも目指していくべきだと考えられます。北広島町におかれましても、第3次北広島町行政改革実施計画の中で取り組むとされていますが、その内容について伺います。前年度、平成28年度の時間外業務について。北広島町役場の職員全体の時間外労働は、合計何時間で、それに対し、支払わ

れた金額は合計で幾らになるのでしょうか。また、時間外勤務が最長となった方の所属はどの部署で、その時間外労働時間は、合計何時間だったのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 時間外労働の時間数と金額ということでございます。まず、全職員の合計時間外、1年間、昨年度でございますが、消防職を除きまして、約3万8000時間でございます。支払われた金額ですけれども、約9900万円でございます。それから最長者の所属でございますけれども、大朝支所、時間数は833時間でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 時々、休日に役場にて仕事をされているのを見かけます。もちろん片づける仕事がある場合には仕方がないと思うのですが、健康面や家族との時間も大切です。そういった場合、時間外や休日手当といった形の給付になるのでしょうか。それとも土日を固定の休みにせず、自由に休日を設定し、別の日に休みをとる形をとっているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 休日についてでございますが、まず、週休日、土曜日、日曜日の勤務については、4時間または1日の単位で振り替えを行っております。この振り替え可能期間は、勤務を行った日の4週間前から8週間後までの期間です。それから土日以外の休日、祝日でありましてか年末年始であります。この勤務につきましては、1日単位で代休を行っております。この代休の取得の可能期間は、勤務を行った日の8週間後まででございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） ちょっと分かりづらかったんですけど、結局、休みをとる方が多いんですかね。それとも時間外として、手当として出されるほうが多いですかね。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 基本的には、週休日、休日については振り替えとなります。ですが、どうしてもとれないと。この4週間、8週間の間にとれないといった場合は時間外の手当といったことになってまいります。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） これからは職員の健康や育児、介護などで休みをとりやすい環境が大事になってくると思います。また、時間外の支払いを減らしていく上でも、代休や有給など休みのとりやすい環境を目指して取り組んでいただくことを要望いたします。それでは、次の質問に移ります。窓口業務の軽減についてです。広島県でも広島市のほか三原市や世羅町など、私が調べた中では、5つの市町で、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書などがコンビニ等のキヨスク端末、いわゆるマルチコピー機で発行できるよう。コンビニ等で発行できることにより、書類を受け取れる時間も大幅に拡張され、また、曜日も仕事は休みのときに行けるようになるため、役場の窓口業務の改善・軽減及び利便性の面から利点が大きいと思います。ただし、これを行うためには、マイナンバーカードが必須となりますが、現時点でのマイナンバーカードの発行状況はどのぐらいでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 現時点でのマイナンバーカードの発行状況について、町民課からご答弁申し上げます。平成29年5月31日までの個人番号カードの申請受付件数ですが、2168件。そして個人番号カードの交付件数、これは1840件で、交付率で申しますと、5月末人



口が1万9122人ですので、約9.6%ということになります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） もし、北広島町は、コンビニ等での発行を今後取り組む方向であれば、設置する場所とか時期はどのように検討されているか、伺いたいんですが。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） マイナンバーカードの普及促進につきましては、今後、役場の中の業務においてマイナンバーカードが必要になってくるという場合には当然推進といいますか、お願いをすることになるかと思えます。ですが今、コンビニ交付の導入についてでございます。導入に係る初期費用が約2700万円、そしてランニングコスト、これが年額で申しますと、約580万円かかるものと見積もっております。28年度で本庁及び3支所で住民票の写し、また印鑑登録等の証明書の交付件数でございますが、2万1048件ございました。マイナンバーカードの先ほど申しましたように、交付率が約9.6%ですから、コンビニ交付をした場合の件数というのはわずかだと。そしてまた、1件にかかる経費が多額になると思われまので、現時点での導入は今のところ考えておりません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） そういう状況だったら、いたし方ないと思うんですが、マイナンバーカードの制度が成立して広がっている以上、上手に利用していくべきだと思います。また、各課もそのマイナンバーカードを中心として、データ統一して、効率化につなげていただくことを要望いたします。続きまして、効率化に向けた取り組みについてです。具体的に役場として、効率化に向けてどのような取り組みを行っておられるでしょうか。例えば外出先でも業務が行えるタブレットの使用などがあると思いますが、それについてお答えをお願いします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 効率化に向けた取り組みといったことで、全般的には、事務事業の見直し、それから、その事務の進め方、業務については、当然効率化を図っていかなくてはならないというふうに思っております。タブレット等については、今のところ検討はしておりませんが、ペーパーレスになれば、当然タブレットといったことは効率化になってくると思えますけれども、他の市町等聞いてみますと、タブレット化をしても、またペーパーで打ち出すとかいったこともされているように聞いておりますので、この辺については研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 今後も働き方については、時代に応じて変化していくと思われまので、地方自治体には率先して取り組んでいただきたいと思えます。また、来年も取り組み等について引き続き質問させていただきたいと思えます。続きまして、北広島町民の安心した生活を守る取り組み、健診や予防接種など、についてです。北広島町では、町民の皆様の安心した生活を守るため、各種の健診や予防接種などを行っていますが、その内容や利用状況について伺います。健康管理システムクラウドサービス委託料について。平成29年度の骨格予算にて、衛生費の増要因として、健診システムクラウドサービス委託料として244万1000円が増額されていますが、これはどのような業務を行うシステムでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から健康管理システムクラウドサービスの業務についてご説明

させていただきます。健康管理システムクラウドサービスで行う業務は、保健業務における各種健診、保健指導、予防接種などのデータ管理でございます。具体的には、子供の予防接種の対象者の把握や接種状況の確認、予防接種の未接種者への受診勧奨対象者の把握、通知の作成、また、成人保健事業におきましては、集団健診や人間ドック検診の対象者の方への通知の作成、健診の結果の管理、各種検診や教室の統計資料の作成などでございます。平成28年10月に、これまでの健康管理システムをマイナンバー法へ対応できるよう、クラウド事業への参画による健康管理システムに更新いたしました。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） では、このシステムを導入することにより、これまでと比べて、どのような利点があるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） システム導入による利点についてでございます。予防接種や健診の法改正によるシステムの改修費用につきましては、クラウド事業に参画している自治体で按分をしますので、システム改修費用の経費が削減されます。また今後、子育てワンストップサービスなど、マイナンバー制度への対応が可能となりました。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 今後は、医療費の適正化やさまざまな分析を行う面から、健診などもビッグデータとして活用していく方向にあると思いますが、この健診システムクラウドサービスとか、こういったことによって対応する形を目指しておられますでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） この健康管理システムクラウドサービスのシステムにより、統計資料の作成等も以前よりは容易になっておりますので、今後、健診等の評価・分析にも活用していくように思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それをまたよりよいものになるように願っています。続きまして、2番、産前産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業について質問します。健康で安心して暮らせるまちづくりの妊娠・出産包括支援事業として、産前産後ヘルパー派遣事業と産後ケア事業を行うとされています。北広島町に定住していただくためには大事な事業だと思いますが、これを行うヘルパーや看護師、助産師は行政の職員がされるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 産前産後ヘルパー等派遣事業の従事する職員についてでございますが、産前産後ヘルパー等派遣事業につきましては、町内の訪問介護事業所のほうに委託をさせていただいております。町内の訪問介護事業所のヘルパー等が利用者の個別プランに沿って、家事支援等のヘルパー業務を行います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 産後ケア事業もヘルパーが行うんですか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 申しわけございません。産後ケア事業につきましては、宿泊を伴いますので、産後ケア事業の産科医療機関は民間の病院のほうにお願いをしております。以上でございます。

- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 民間のほうに依頼するという事なんですが、もし民間等がベッドとかが満床で入れない場合とかの対策というのは、行政のほうでは難しく、民間が何とかという形になるでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 民間の病院にお願いをします。そのときに、民間の病院のほうのベッドがいっぱいの場合、利用者である方と病院との調整を役場のほうでさせていただき、できるだけ利用できるように調整をさせていただきたいと思っております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 町内の方が対象となると思うんですけど、例えば医療機関によっては、町外の産科の病院を受診されたりする方もいらっしゃると思うんですけど、そういった方に対しては、どのような連絡体制とか産後ケアとかはどのように行っていく形なんでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 産後ケア事業につきましては、今年度4月からのスタートでございます。今年度につきましては、町内の病院へお願いしているところでございます。町外で出産された方につきましても、町内の病院のほうへ宿泊して、産後ケアをしていただくような形でとり進めております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） この制度は、まだ始まったばかりで、今後も詰めていく必要があると思いますので、今回はこのあたりで質問を終了させていただきます。ただし、妊婦や新生児の命にかかわる重要な事業ですので、少しずつまた伺っていきたく思います。続きまして、予防接種事業について伺います。65歳以上の方が対象となるインフルエンザや肺炎球菌のワクチンなどは、問診票のほかにも接種券と呼ばれる小さい用紙が必要となります。接種を行っている医療機関によると、接種券は記入する欄がとても小さく、また記入する箇所の色が罫線と同じ色のため見えにくく、さらには年齢も西暦で書かなければならないなど問題が多々あり、とても手間取るそうです。また、問診票においても住所や年齢の書き漏れが少なからずあるようです。市町村によっては、高齢者の事情を踏まえ、あらかじめ生年月日や氏名が記載された状態で配っているところもあります。今後、さらなる高齢化が見込まれる中、他の市町村のように記載された状態で配布することを考えておられるでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 予防接種の接種券への印字についてでございます。予防接種事業につきましては、広島県の広域化予防接種事業に加入している医療機関で現在実施しております。予防接種券は、この広島県広域化予防接種事業において定められておりますので、接種券の様式自体は変更ができません。対象者の方の氏名や生年月日をあらかじめ印字、記入して送ることにつきましては、今後実施しております他の自治体の状況を把握しまして研究してまいります。議員がおっしゃいますように、高齢者の方だんだん増えてきておりますし、印字のことが難しいという声も届いております。研究してまいります。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） また、がん検診とかもその問診票に記載しづらいという声が上がっているんですけど、そういったところにも対応を今後考えていく予定でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） がん検診についての氏名の記入でございます。町内の医療機関で実施していただいておりますがん検診につきましても、今後、氏名等の印字について研究してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 分かりました。できるだけ早期にご検討、導入いただいて、接種される方や、医療機関の窓口の負担軽減、そして請求を受ける行政側の効率化も同時に図っていただきたいと思っております。続きまして、3つ目の質問です。地域間における利便性及びサービスの格差についてです。都市計画区域が策定されているところでは、立地適正化計画の策定が進んでおり、コンパクトシティへの取り組みが加速しています。北広島町における都市計画区域は、壬生や有田、春木などの一部のみとなっており、町内全域における立地適正化計画の策定は難しいと思うのですが、町民の皆様が北広島町で生活し続けていくためには、それに準じた取り組みを随時行う必要があると考えています。現在の状況についてどのように考えておられるか伺います。一極集中を続ける商業施設について。北広島町の有田地域では、皆さんもご承知のように、コンビニやドラッグストアなどが増えています。商業施設がふえることは、購入の選択肢が増える、事業者間の競争により価格やサービスがよりよいものになるなどプラス面が多く、大いに賛成なのですが、一方で、そういった施設が全く存在しない地域もあります。この地域差はどう受けとめておられますか。また、住んでおられる方が不公平とならないためには、どのような対策を今後していくべきだとお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今、お話がありましたとおり、千代田地区の中心部におきまして、コンビニや大手ドラッグストアが進出してきておりますが、人口や事業所が集積している地域、あるいは交通量の多い地域に商業施設が進出してくるというのは市場経済の原則からあり得ることだと考えております。しかしながら、このような実態は現実として受けとめながらも、生活していく上での環境整備が必要であると思っております。買い物や通院ができる、通院ができるだけ負担なくできる交通機関の整備でありますとか、各地域に散在しております商店や医療施設など、これらを活用した拠点整備を行うことも今後の取り組みとして必要であるということで、これらを考えてまいります。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 交通網の再編、それからタクシーとか、そういったもの含めた全体的なことを見ていただいて、できるだけ遠くに離れていても生活しやすい環境をつくっていただければと思います。次に、移ります。空き家や町営住宅の一部をサービス等行う拠点として利用することについてです。U・J・Iターンによる人口増を目指して、空き家や町営住宅の修繕はもちろん必要なんですけど、現在生活されている方の暮らしを守っていくことも重要です。国としては、施設から在宅サービスの利用を増やす方針ですが、場所や利用人数により、事業所が訪問サービス等を展開できない地域も生じてくると思います。要支援者を対象とした市町村が行う総合事業は今後増えると思われれます。一部では、北広島町の社協が行っているところもあるようですが、町が補助を出して改修した空き家や町営住宅の一部を訪問サービスを行う事業所や利用者の方が使用することが可能でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 訪問介護サービスを行う事業所が利用できるかということについてのお答えをさせていただきます。町では、現在、平成30年度から32年度までの3年間の第7期北広島町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に取りかかっております。新たに介護保険サービス事業所を立ち上げる場合には、この介護保険事業計画を立てるときの介護保険事業計画策定委員会の中で協議した上で、その計画に載せる必要がございます。介護保険事業所の設置につきましては、設備基準に適しているものであれば設置することはできます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 町営住宅の案件も出ましたので、建設課のほうから追加でお答えさせていただきます。町営住宅でございますが、これは公営住宅法また町営住宅設置整備及び管理条例に基づき、整備、それから管理をしているところでございます。そもそも町営住宅は、設置の目的でございますが、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することで居住の安定化を図るということを目的としております。従って、居住を目的としない事業所等の使用については、現在のところ許可はできない状況にあります。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 分かりました。特に市町村が主体となる、今後、総合支援事業では収益の面から行える場所も生じてくる可能性あります。また、事業所、それから行政が一体となって、そういった方の利用ができるようにしていただきたいと思っております。以上で、私の質問終わります。

○議長（伊藤久幸） これで服部議員の質問を終わります。暫時休憩といたします。11時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 52分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。続いて、4番、湊議員。

○4番（湊 俊文） 4番、湊俊文でございます。今回の初の定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただきました伊藤議長はじめ、同僚の議員に感謝申し上げます。さて、さきに一般質問の通告をしております2項目について質問させていただきます。最初に、箕野町長の2期目のスタートに当たり、町長のリーダーシップマインド、そしてトップセールスについて伺います。定例会の初日、町長の施政方針は、地方創生に向けた取り組みと、町民に信頼され、思いやりのある元気なまちづくり、人づくりを着実に実行するとお聞きしました。これまで町長は、北広島町人口ビジョン、北広島町総合戦略を策定、町と町民による協働のまちづくりの指針であります北広島町まちづくり基本条例、そして今年度から10年間の第2次北広島町長期総合計画を策定されました。北広島町のソフト面は着実にでき上がっていくと思

ます。しかし、この策定書の中に財政難財政難という文言が目にとまるのであります。確かに北広島町の町税収入は、27年度の決算で、約27億円の収入がそのまま支出と、人件費の支出と相殺される形となっております。合併特例期間も31年で満了、予算の大半を占める地方交付税交付金も徐々に削減となり、毎年、町の財政規模も厳しくなっております。そんな折、政府は、財政基金が増加している自治体には地方交付税を削減したいという生々しい情報が飛び込んできました。北広島町も財政基金を取り崩して町政を展開しております。財政基金の使い道の特殊性を考えれば、いかななものかなと首をかしたげくなります。そのような厳しさの中ではありますが、町民が喜ぶ姿を想像しながら協働のまちづくりの推進のため、また、北広島町の経済を発展させ、町税収入を増やすため、第3次の行革審の答申もありますが、ソフト面以外で、新規の事業のアドバルーンを上げる考えはございませんか。箕野町長2期目の目に見える実績づくりとして、新町建設計画に基づく残りの事業を含め、箱物にこだわらず、ハード面で具体的な公共事業を行う考えはありますか。昨日は、中央公民館の話も出ましたが、お考えを伺います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） これからの町政運営につきましては、先ほどお話がありましたとおり、協働のまちづくり、人づくりを機軸とした第2次長期総合計画に基づいて、魅力あるまちづくりを進めてまいります。その中で、限られた財源ではありますけれども、多くのことに取り組む必要がございます。ハード整備につきましても、その活用や効果、ソフト的な理念などを幅広く検証しながら、必要な事業については実施をしていかなければならないと考えております。学校施設の耐震化などに伴う整備が一段落した中で、今後予定しております事業としましては、まずは、北広島町図書館の大規模改修とギャラリーの設置、それと先ほどありました千代田中央公民館の建て替え、それと、それに伴う役場周辺整備などを考えております。ハード事業につきましては、老朽化した公共施設の改修や整備など喫緊の課題がたくさんございます。そういうことありまして、新たなハード整備に取り組むには難しい状況にはあると思っております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 財政が財政ですから、なかなか難しいとは思いますが、北広島町の経済の発展やら町税の収入を考えると、できるだけ新しい事業を起こしていただきたいというふうに思うわけでございます。予算の兼ね合いもありましようけど、できるだけ要望したいと思っております。予算の関係もありますが、財政難という言葉が大儀となりましたら、マイナスシーリングの緊縮財政で、ない袖は振れないといった、どうも内向き町政になりがちではないかと思っております。職員のモチベーションもなかなか上がらないのではないかと思います。マイナス志向の時だからこそ、町長のリーダーシップのもとに、職員に知恵を出させて企画立案させる、目標設定型の人事評価や職員提案制度を活用して、職員のやる気を思う存分発揮させ、仕事を頑張る職員には、物心両面でフォローしていただきたいと思っております。昨年度は、総務省の過疎自立活性化交付金を利用した北広島町地域公共交通網形成計画を企画立案し、総務省に申請されておりました。選挙の後、総務省の予算がついたよと、4月下旬に内示と同時に議員会館のほうから、私にも連絡がございました。今年度も各省庁や県へ補助金事業を立案し、申請していると思っております。頑張っている職員に対して、町長も北広島町と同等の民力度、予算規模の市町、そして三矢の訓の両氏のトップの行動を見てやっていただきたいと思っております。月の多くは県、国への

予算取りの陳情でございます。あらゆる人脈を利用し、トップセールスをしているわけですが、そこで、箕野町長も自ら外に打って出てほしいのであります。この4年間は、町の行事、内政のほとんどを中原副町長及び幹部の皆さんに任せて、自分は、予算取りで外に出るぞという大胆な前向きなリーダーシップマインド、気概をお持ちだろうと思いますが、いかがでございましょうか。お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 町内外への情報発信、情報収集、課題解決に向けた国、県などへの要望活動など、さまざまな対外的な対応があると思っております。こうした中で、町のトップである町長の発言力、影響力は大きいものがあると思っております。今後、より一層必要とされる場面では積極的に前面に出て、その責任を果たしてまいりたいと思っております。既に国、県のほうにも数度、今年度になってからも足を運んでおるところであります。必要に応じてそういった対応もしてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 今おっしゃいました官公庁のほうにも、政官界、そのほうにも足を数回向けておられるということも私も存じ上げております。そういうリーダーシップマインドで執行部の皆さんと協働、協力して働けば、きっと何かいい成果が出てくると思います。町長のそういう心づもりというのを大切にしながら、前に向けた町政をしていただくということを要望しておきます。次に、2020年東京オリンピック・パラリンピックのメキシコ選手団の事前合宿誘致と町長のトップセールスについて伺います。先般、広島県は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのメキシコ選手団の事前合宿に関する誘致協定を締結しました。平成26年11月に広島県とメキシコ合衆国のグアナフアト州は友好提携を結びました。平成27年10月、友好提携1周年記念行事に湯崎知事をはじめ県議団、経済界の大訪問団がメキシコ合衆国を答礼訪問いたしております。その国際交流の一役として、北広島町の神楽団も同行し、公演では大喝采を受けたと聞いております。そうした行動が相まって、広島県のメキシコ選手団の事前合宿が実ったのだらうと思います。現在、北広島町では、メキシコ選手団のオリンピックの事前合宿誘致で、バドミントンとバレーボールに手を挙げておられます。誘致をすれば、北広島町の宣伝効果も上がり、各方面に波及効果があると思います。そして、決定後には、最終的には何らかの予算はついてきます。手だけ挙げて結果を待つのではだめだと思っております。そこで伺います。今進行しているメキシコ選手団の県内での誘致合戦で、北広島町は何が何でも誘致するのだという気概、そういう気概を持って働きかけをされているのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 事前合宿の誘致ということでございます。こちらにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、外国人選手の合宿受け入れによって国際交流の促進と活発化、スポーツの振興、町民のオリンピックに対する意識の高揚等により、北広島町の活性化につながることを目的としております。合宿時における児童生徒との交流が可能になり、目の前でオリンピック選手のプレーを見ることが子供たちに大きな影響があると期待をしております。現在広島県が中心となって、県内にメキシコ選手団の交流合宿及び事前合宿の誘致活動が行われております。県内では13市町が26種目の誘致に手を上げており、北広島町でもバスケットボール、バドミントン競技の2種目に立候補しております。現実には、空調施設の制限、また、施設の改修が必要な面もあり、誘致が厳しい状況がございまして。しか

し、北広島町の気候的な面、スポーツ競技に有利な点をアピールし、文化的な交流など、長所を今後もPRをしていきたいと思っております。7月になりますと、競技別に候補地が決定されていく予定となっております。また、北広島町が誘致について、どういった気概というところがございますが、北広島町としては、ぜひ誘致をしたいと思っております。しかし、手を挙げているメキシコ、この2種目につきましては、バドミントンでは空調関係で、またバスケットにおきましては、競合しておりますほかの地区が優勢ということをお聞きしております。現在にあっては、この2種目につきましては、ちょっと厳しいという状況を得ております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 施設条件では、バドミントンは空調関係で難しいと。シャトル、あれの風の影響がどうのこうのということで難しいということは聞いておりました。ただ、バスケットも施設の関係でどうのこうのと言われて、よそに奪われるということになれば、もうそれでは、せっかく新聞にも出て、せっかくの町民の期待、もう諦めりゃいいのかなと、諦めるしかないのかなということになれば、先ほどちらっと前段で言われましたように、オリンピックがだめならパラリンピックもある。もしくは伝統文化、文化庁と一緒にやると文化プログラム、そういうのにも手を挙げることもできるのではないかと思います。何かいい方法というか、そういうものはないんでしょうか。伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 先ほど言いましたように、メキシコ選手団誘致の件につきましては、バスケットボール、バドミントン、これがもともととれるんじゃないかという思いを持って手を挙げたところでありますが、2種目とも難しい状況にあります。しかし議員の言われるとおり、町民の期待もあり、北広島町としては、東京オリンピック選手団の事前合宿などの受け入れをぜひとも実現したいと考えております。他の市町でもメキシコだけではなく、他のほかの国との交渉も開始しているところもあるようであります。そこで現在、2軍戦を当町で実施していただいている広島東洋カープ、このアカデミーがあるドミニカ共和国の事前合宿等の誘致を進めているところでございます。広島東洋カープの協力もいただきながら、相手国在日大使館、外務省とも打診、協議を進めているところであります。スポーツを通じて日本一元気なまちづくりの一環として取り組み、オリンピックの機運醸成を町内でも図り、スポーツ振興及び国際交流につなげていきたいと考えております。今後、相手国の動向により、急速な進展も考えられます。タイミングを逃すことなく対応してまいりたいと考えております。よろしく願います。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 今、ドミニカという言葉が出ましたが、これは以前の新聞報道とは異なるわけですが、東洋カープが一応ドミニカ共和国の事前合宿誘致にバックアップしてくれということであれば、それはもうありがたい話で、私からしたら、ドミニカ共和国と聞くと、私も前職の広島FM放送におったときに、前松田耕平オーナーが、先ほど言われましたように、ドミニカカープアカデミーというものを設立したときのことを思い出すわけです。ここで、ドミニカということが出ましたので、これ新しい展開ですから、どういう種目をお考えなのか、カープ絡みなら即野球じゃないかというふうに思うわけですが、野球が来れば、どんぐり球場とか千代田運動公園で事前合宿をしてもらうこともできますし、合宿をすれば、カープの選手も北広島町に来て、いろいろ応援してくれるんじゃないかというふうに思いますが、誘致種目は



かがでございますか。何か目当てというものがございませうか。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） まだ協議中でありませうので、全く確定しておるものはないわけでありませうけども、現在、柔道と陸上競技について今候補に挙げてもらって協議をしておるところでありませう。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 柔道、陸上という言葉が出ましたが、今の交渉は、恐らく在日大使館というのも出ましたので、県も国もある程度承知をしておられると思ふのでございませうが、広島県としてはメキシコを誘致選手団としておますが、そういう枠から外れて、ドミニカへアプローチするということになれば、それなりの根回しもお必要だと思ふませう。そうはいつても、この広島東洋カープとの兼ね合いですから、このたびの交渉窓口は広島県ではなしにカープ球団でしょうから、県には遠慮なく、私の思ひとしては、野球誘致を交渉してほしいなという気持ちでありませう。個人的な希望はどうであれ、まず、ドミニカ共和国が北広島町に来てくれるのかどうかという決定の見込みはありませうか。交渉過程でなかなか難しいと思ふませうが、ただ、もう2020年というのは決まっておませうし、いろんなところでもそういうふうには7月頃には決まるといふ話ですから。そういう期日がはっきり言われれば、お知らせしたいと思ふませう。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） ぜひ、ドミニカ共和国の誘致をしたいと思ひ、今進めておるところでありませう。近々協議も山場に入ってくるというふうにお思ふませうので、状況によって、いろいろ交渉事をお進めていかなければならぬというふうにお考えておるところでありませう。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） カープ球団絡みのドミニカ共和国の誘致ですから、確実度は高いというふうにお思ふませう。しかし誘致を確定するためにも、早期にカープ球団と一緒に現地を訪れて交渉するというお気持ちはございませうか。待っていてはどうしてもだめだと思ふませう。広島東洋カープとの窓口でもいいんでしょうけど、やっぱりカープの球団と一緒に北広島町が表敬訪問に来たぞという、やっぱり一つの誠意を見せたほうがいいと思ふませうが、いかがでございませうか。行かれるお気持ち、心の準備はありませうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 誘致合戦の中で、誘致をする市町の誠意をあらわすという中では、相手国のほうへ訪問するということが大体一般的なようでありませう。今、交渉中でありませうけども、ある程度の交渉が整えば、そういう形もとらせてもらいたいというふうにお思ふところでありませう。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） そういつ、ネゴシエーションの世界ですから、やっぱりそういうスピーディーな行動を取られたほうがいいと思ふませう。私としては、お隣の邑南町が東京パラリンピックでホストタウンとしてフィンランドの選手団の事前合宿の誘致をしておませう。ご承知の方がおられると思ふませうが、その始まりは、私の前職ですが、郵政省出身で、元フィンランド駐在特命全権大使の、その後参議院議員になられた長谷川憲正先生というの方がおられるんで、その政策秘書官であった、これは私の友人でございませうが、神田恵介さん、この方は本籍は三良坂町でございませう。今は邑南町にお住まいでありませう。その神田さんとの縁といふか、人脈

でフィンランドのパラリンピック選手団の事前合宿の誘致が始まったと聞いております。ドミニカが決まれば、カープ球団とまさに人と人とのつながりでございます。先ほども言われましたように、箕野町長も2期目の業績づくりのために各方面に積極的に活動を展開されているとお見受けはしております。そこで、1点伺いたいんですが、先ほどのオリンピック事前合宿誘致のように、国や県が率先する事業では、必ず北広島町を絡めていく。そして北広島町をPRすると、アピールするということを考えていただいて、それに対して予算を引っ張ってくるということになるわけですけど、そのためにはやっぱり人脈づくりが大切なわけです。その人脈を頼って、足で動けば願いは通じるんです。成果は実るんです。今回のように、そして今後の粘り強い町長のトップセールスのために政治家箕野博司として人脈づくりの必要性和実感について、それぞれ今までの実感についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 補助金等につきましては、いろんな制度があります。それをまずはとつてくることが必要になってこようと思います。それ以外にもいろんな情報収集といった面でも人脈づくりは大切なところだというふうに思っております。今後もより一層、そういった情報収集に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 町長もそれなりにいろいろ頑張っておられますので、期待は申し上げているんですが、お手伝いできることがありましたら、ご遠慮なくお申し出いただきたいと思っております。2点目の質問に入らせていただきます。私は、講演会活動や選挙活動で、インフラ、ライフラインを見てきました。新町建設計画事業の中にも頻繁に出てまいります基幹道路の整備でございます。私は、特に遅れている北広島町と隣接する市町の境の道路の整備について伺いたいのであります。まずは、国道433号についてでございます。中国縦貫道、いわゆる中国自動車道のルートは、当初は、旧豊平町を通るのだと記憶しておりました。しかし、なぜか安佐北区のほうまで迂回しております。そして、廿日市市から三次市までを結ぶ県道が国道433号に昇格され、現在、北広島町を通っておると認識しております。その433号の整備が遅れているのでございます。昇格後何年経過しておりますでしょうか。私に言わせれば、政治的活動の環境が整っていなかったといっても過言ではないのかなと思っております。そんな政治的な意味合いの国道433号の道路改良整備は、新町建設計画事業にもありますし、地元の各振興会、振興協議会等の要望もあったかと思っております。433号の安芸太田町との境の道路の整備については、これまで先輩議員から質問があり、遅れながらも整備は進捗しております。私の質問は、国道433号の川戸、大倉口付近から惣森の町道鉄井線までの約4km、そして、安芸高田市までの計約5kmのうち、惣森、町道鉄井線までの約800mであります。ここに写真が一応持ってきておるんですが、退避場所は2カ所、大型車と出くわせば、もうなかなか時間が要するんでございますが、1日往復約200台が北広島町に働きにきておられる車が通行しております。生活道路というよりは通勤道路といいましょうか。ただ、ここは433号の国道なんです。国道にこういう2トン車以上通行禁止という看板を上げている国道は何とも情けない。何とかしたいという気持ちであります。建設課長、この惣森800m、長年ほとんど手つかずの状況を町としてどのように把握されているか。地元の要望に対して対応しているのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 国道433号、特に惣森地から鉄井線のあたりということのご質問でございますが、当然国道で、それも国交省の直轄ではなく県管理という位置付けにあります。433号線につきましては、現在は、加計の豊平バイパス、今、大きく盛り土をしたりとかというところがございます。それから豊平の志路原工区で歩道をつけたりということへ今工事を進めております。現在のところは、それらの工区に集中して整備を進めていただいております。加計豊平バイパスにつきましては、まだ当分時間が掛かり、またお金も掛かるというような状況にあります。ご質問の惣森から安芸高田市美土里町へ抜ける部分でございますが、433号線は、他などころでも、当然千代田の中でも川戸のあたりでありますとか、それから豊平でも当然まだ狭隘なところが随分残っております。随時整備要望は機会あるごとに行っているところでございますが、ご質問の箇所におきましては、整備要望していく中で、なかなかそれが事業計画に載ってこないということもございます。退避所の設置ということで、たちまち要望を現在のところもしている状況であります。しかし、これらの退避所ということにおきましても、県レベルで予算がかなり縮減をされているところでございまして、他路線も含めて順次対応をさせていただいております。現段階では、この箇所も含めて事業予定を公表できるという状況にはないということでございます。とはいいまして、町としましても、いろんな方面からの整備要望というのは引き続きさせていただこうと考えております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 拡幅改良や整備は緊急性や予算の関係で、整備箇所にプライオリティーをつけて工事をしていることは承知しておりますが、通ってみれば分かりますが、事故が起きてからでは遅過ぎますよということを申させていただきます。それと基幹道路整備の遅れを取り戻すためにも、ぜひ、北広島町内の国道433号の全線を道路改良整備計画に盛り込んで、県や国に陳情項目として継続的に発信してください。積極的に県庁の土木建築局、国土交通省の出先機関及び本庁に対し、箇所付け予算の獲得を町として粘り強く要望していただきたいと思っております。私も県庁、国土交通省の本庁及び永田町へ出向いたときには、この写真を携行して、説明して粘り強く陳情するつもりでございます。次に、主要地方道千代田八千代線について伺います。安芸高田市との境の主要地方道千代田八千代線でございます。道路改良の橋梁架設であります。早期の橋梁架設は、畑地区の住民の方、壬生地区、南方地区の振興協議会からの要望として聞いております。この道は、町外から通勤の町職員をはじめ工業団地の通勤、J Uの大型運搬車両等の交通量も多く、退避時間が掛かり、交通事故の危険性も増大しております。私も広島県庁郵便局へ通勤しておったときには、この道を利用させていただいておりました。先般、私の地区の壬生地区振興協議会の役員会で、協議会からの要望に対し、町からの回答として、千代田八千代線の事業計画が示されておりました。事業計画によりますと、本年度に調査、設計、事業説明、平成30年度工事着工、平成32年度までに完成とありました。これも、さっき課長が言われましたように、県の工事ですから、一応あくまでも予定というふうに捉まえておりますが、北広島町側が完成すれば、同時に安芸高田市の上根地区の54号バイパス交差点まで、そしてゆずりは道路へのアクセスがスムーズにできることが望ましいのであります。先般、上根地区を視察しました。途中まで道路としての形は整備が進んでおります。残すは八千代郵便局の南隣のみです。北広島町から広島広域都市圏へ向かう道路ということで、安芸高田市にも歩調を合わせていただき、同時に開通させていただきたいものだと思っております。

ただ、他の自治体のことですから、突っ込んだ話はできまいと思いますが、上根地区の一貫性として、上根地区の道路整備について、建設課長、何かその辺の情報というのはお持ちになっておりませんか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 質問の通告をいただいておりますので、千代田八千代線につきまして、県のほうと確認しております。まず、町境の部分でございますが、現在、引き続き用地測量を行いまして、用地取得に取りかかる予定と聞いております。それから、この工区につきましては、広島県の道路整備計画に位置付けられておまして、整備期間中の平成32年度には完成予定というふうに現在のところは公表されております。また、安芸高田市の八千代町の旧54号線とのアクセスの箇所でございますが、これも一部工事が止まっている状況にありますが、現在のところ、用地取得につきまして事務を進めておるということを伺っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） そうですね。私も先日、安芸高田市選出の児玉県会議員と立ち話で話をさせてもらったら、今、課長のおっしゃるように、30年度に八千代郵便局の隣の資材置き場を用地買収すると。31年度に工事着工とっておりましたので、タイムラグはあるのかなとは思いますが、あとは安芸高田市のご協力ということで、何とかかなりそうなのかなというふうな気持ちもなきにしもあらずでございます。北広島町と隣接する市町の境の道路整備については、とにかく箇所別予算を増額してもらって早期に完成を目指したいとは思っておるんですが、そこで時間になりますので、今後、さらに箕野町長がリーダーシップを発揮されて、トップセールスに尽力されることを町民も私も期待をしておりますので、その期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤久幸） これで湊議員の質問を終わります。暫時休憩といたします。午後1時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 43分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟です。さきに通告をしております町内企業と連携した地域振興、過疎化対策について質問をいたします。ちょうど3年前になりますが、平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定をされました。この基本法は、小規模企業の振興について、国や市町の責務等を明確にすることによって、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等の目的によって制定をされたものでございます。この基本法によって、国や町の責務が明確になったわけでありまして。商工会もこれからはますます行政と一体となって、小規模

企業者の活力向上はもちろんのこと、地域振興や地域経済活性化に向け、行政とともに、そして行政に対する大きな期待とともに、自らも努力をしたいと大きな決意を持たれたわけであります。この基本法が制定をされまして、ちょうど3年が経過したわけですが、この3年間、この基本法が示しております目的、基本原則に沿った施策について、町当局と商工会等関係機関とのいろいろな議論を積み重ねてこられたものと推察をいたします。その成果なんだというふうには私は思っておりますが、本町では、昨年6月に北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定をされました。この条例の目的は、先ほど申しましたように、国が制定をした小規模企業振興基本法に沿ったものでありまして、町内中小企業・小規模企業は、北広島町の発展のために重要な役割を担っていることから、中小企業・小規模企業の振興のために総合的な施策の推進、町民、事業者、経済団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、地域の産業、経済の発展、住民生活の向上を図ろうというものでございます。さて、この条例に基づき、今月末、6月の28日だったというふうには伺っておりますが、第1回北広島町産業、中小企業・小規模企業を対象とした振興会議が開催されるというふうにお聞きをしております。まず、その会議の委員構成について伺いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 商工観光課から、北広島町産業振興会議の構成について説明申し上げます。議員おっしゃるとおり、6月28日に開催を予定しております。委員の構成につきましては、町行政から2名、商工会から9名、公募による町民代表3名及び金融機関代表3名の17名で構成し、知識と経験を有するアドバイザーとして広島県及び広島産業振興機構からそれぞれ1名に参加していただき、合計19名での運営を考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） この振興会議、総勢19名ということで、いろんな商工会も含めて、いろんな分野からの委員の結集での会議だということで大変期待をするところでございますが、3名ということで、6月15日が締め切りで公募されております。その結果について伺いをします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 6月15日の締め切りで募集をしておりましたけども、6名の方から応募がございまして、一昨日、選考会を開きまして、3名の方を決定させていただいております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 具体的なことはお聞きできませんが、6名のうち3名を決定をしたということでございますが、この方は、やはり商工業に関係のあるような、例えば自分で商売をされているとか、そういった商工会等に関係のある人とか、あるいはそういったことに精通をしておられる方なのか、どういう方なのか、答弁をしていただける範囲内で構いませんので。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 町民代表ということで、消費者の方を選出をさせていただいております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 募集が5月の25日から20日程度ということで、私がこの20日間の中で振興会議の内容であるとか目的、そういったものがなかなか分かりづらくて、どんなところに

呼びかけをされるのか、インターネットだけなのかというふうに思ったわけですが、6名の応募があれば、まあまあだったんだなという思いもしますけども、どういった呼びかけ、募集をされたのかお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 募集につきましては、町のホームページ、それからきたひろネットの告知放送、それからきたひろネットの文字放送等を活用して募集しております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） この振興会議ですが、町がつくった条例に基づいた会議だと思っておりますが、具体的にはどういった内容のものを議論される会議というふうに思っておられるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 会議の内容につきましては、条例の第1条の目的に掲げております。中小企業・小規模事業者の成長発展及び持続的発展が図られるよう、町民、事業者、経済団体等及び町がそれぞれの役割を明らかにし、町民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展を促し、住民生活の向上を図るという目的を達成するため、構成委員それぞれの立場で、何ができ、何をすべきか、そういったことを協議してまいります。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 目的に沿ったものだというのですが、目的に沿ってないと、この会議は持たないわけで、もう少し具体的に、例えば町が幾らかのものを提案をして、小規模事業者にいろんな施策等提案をして、どうだろうかというふうなものなのか、それとも全く白紙で、そういった企業側からのニーズを聞いて、それをみんなで検討するようなものなのか、そこをもう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 具体的な内容ということでございますが、第1回ということでございます。まず、条例の中身、それぞれの立場でしっかりやっていこうというところをまず確認をさせていただこうと思っております。その次に、商工会、それから町行政のほうで現在行っております商工振興施策について説明を申し上げ、それぞれご意見をいただき、今後どういった施策が必要になるか。それから、どういった形でそれぞれ関わっていただけるか、そういったことを協議をさせてもらおうと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） これまで町の施策としては、国の景気対策交付金を活用したビジネス創造支援、あるいはがんばる企業応援等の商工業に対する支援事業が実施されてきておるところでございます。さらに、ぜひ中小企業、あるいは小規模企業が元気になるような、そして住民の暮らしと調和した具体的な事業展開につながる会議にしていきたいというふうに期待をしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 議員おっしゃるとおり、中小企業・小規模事業者の方の振興、それから町民が暮らしやすい町になるように協議してまいりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 具体的な施策については、今後いろいろ、さまざまな分野から意見を頂戴を

して決まっていくなだと思えます。この振興会議に大変期待をしております。さて次に、町内企業と連携をした若者定住促進について質問をいたします。定住促進、とりわけ若者の定住促進は、町長も公約で上げておられる重要な施策の一つであります。これまでも一般質問等で何度か取り上げられている重要課題であると私も認識をしております。しかし、田舎暮らしを希望している人が自分に合った田舎、田舎の町を探すことは、北広島町でいえば、町のホームページ等を利用したり、あるいは知人の情報を頼りにするなど限られているんじゃないかというふうに思います。実際、町内に転入、定住された方もやはりそういったつながりでおいでになられた方が結構多いというふうに思っております。きのうも観光を切り口とした定住促進を図るという一般質問等ありましたけども、町外からの定住を推進することは、なかなか困難といえますか、大変であろうというふうに思っています。以前も、私は一般質問したことがありますけども、毎日、北広島町に働きにこられている町外からの通勤者にもっともっと強く北広島町のよさ、あるいは定住促進のための北広島町が行っている支援等を企業と連携をしてPR、情報提供等、もっともっと強くするべきだというふうに思っています。町外からの通勤者、特に若い人が町外にマイホームを持つまでが勝負だろうというふうに思っています。これまでもIターン、Uターン、Jターン、いろいろな政策といえますか、事業を展開をしてきておりますけども、仕事のために毎日北広島町に来ていただく、一番は、自分たちの子供を町外に出さない、出したら連れて帰ってくるというのが一番の方法だと思いますが、その次には、毎日北広島町に通勤をされている方にもっともっと情報提供して、声かけるほうが、難しい中でも割と可能性が高まってくるんじゃないかというふうに思いますが、現状をお伺いをいたします。取り組み等、お伺いします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 定住を促進するための企業への情報提供等の状況でございます。企業への定住情報の提供につきましては、これまで町内にある企業に町の紹介でありますとか、定住促進への取り組みの紹介、あるいは若者定住促進住宅団地のパンフレットなどを会社に置かせていただいたりしております。しかしながら、これによって、十分な成果が出ているとは思っておりません。取り組みとしまして、新たに企業支援員と連携しながら、企業訪問を行い、改めて会社等の思いを聞かせていただくとともに、同じくパンフレットなど置かせてもらうことでもありますとか、時間をとっていただいて、興味のある社員の方に出張して説明会をするというふうな取り組みをしたいというふうな思いを伝えているところで、これにつきましては、これから新たに進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 私もまずそれを、本気といえますか、強く進めていただきたいというふうに思っております。いろんなところに観光情報のパンフレットであるとか、いろんなチラシが、いろんな事業所であるとか、役場の玄関にもありますが、それがどれだけの効果があるというのには少し疑問符が付こうと思います。やはり全くむだではないとは思いますが、そういった資料を持って個別な対応、置かせてもらうだけじゃなくて、こういったものを行っているんだという詳しい話を従業員それぞれに、全員に場を設けていただいて、その説明をするということは不可能だと思いますけども、そういった、企業でいえば人事担当であるとか、そういった方にぜひ、もう少し掘り下げたお願い等もして、ぜひそういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。先ほど答弁の中で、企業支援員というのが出てきましたけども、

これは昨年からだったですかね、ちょっと確認させてください。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 企業支援員につきましては、昨年10月から雇用させていただいております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 私も、この企業支援員というのは、いろいろな場面で重要な働きをしていただけだろうというふうなところで大変期待をしておるんですが、私のちょっと確認不足なんですが、これ設置要綱等があるんですか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 特に設置要綱等は設けておりません。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 多分、嘱託職員みたいな形で、週30時間かそこの時間だと思いますけども、職場といいますか、仕事をされる場所、席は商工観光課にあるんですか、それとも商工会にあるんですか。ちょっとそこは私も聞き漏らしているのかも分かりませんが、お願いします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 商工観光課の事務所にございます。週3日程度来ていただいております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 商工観光課に机を並べられるということで、商工観光課とのそういった企業訪問をされたときのいろんな情報なりニーズ等も含めて、どういった内容があったかというふうな情報交換は多分十分にできているだろうというふうに思いますが、午前中の質問の中にも、保護者の声が行政に届いてないというふうな、ちょっと私も心配な議論がありました。ということで、この商工観光課と企業支援員との定期的な情報交換、そういった場があるのか、毎日日常的に日誌等みたいなものであるのか。企業支援員と行政職員と一緒に企業訪問をされとるとかいうふうな、日常的な企業支援員の活動、あるいはどういうふうな把握、伝わっておるかということ、分かる範囲でよろしくお願いします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 企業支援員との連携という部分ですけども、昨年10月から企業支援員配置しております。商工会の工業部会の事業者を中心に現在60社を訪問させていただいております。訪問にあたりましては、行政職員とペアで訪問をさせていただいております。聞き取りました要望であるとかご意見につきましては、出せるものにつきましては、各課に意見照会等しながら情報共有等も図っておりますし、課内、係内での共有についても、連携はそういった文書に残して連携を図っているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 今60社、企業訪問しているということでしたが、今、商工会に加入をされている企業が60社というふうに答弁をいただいたんですか。商工会の会員以外の方もこの60社には入っているんですか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 商工会以外の企業様も訪問しております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。



○6番（森脇誠悟） 企業訪問、結構、60社ということでされているんだと思いますが、私も企業訪問の経験があるわけですが、なかなか企業訪問、手持ちがないとなかなか行きにくいというのがあります。先ほど申しましたように、町が進めている定住促進等の施策、支援も含めて、空き家情報なんか含めて、ぜひPRを兼ねて、もっともっと企業訪問をしていただければというふうに思っております。次に、町の情報や企業の要望等、双方の情報をどういうふうに共有する場を持つかということでもあります。平成29年度、今年度の施政方針でも、地元企業活性化対策として企業支援員を配置し、企業の抱えるニーズや課題などの把握に努め、支援策の検討を行う。あるいは商工観光課の主要施策、事業の展開にも、企業ニーズを把握し、迅速な対応をするというふうにあります。企業支援という面で、ニーズを把握して、それに対応するということは大変大事なことであろうというふうに思いますし、基本的なことだろうというふうに私は考えております。先日、税務課のほうからいただいた平成28年度の実績の数値では、固定資産税約16億円のうち償却資産分は5億3000万円、固定資産税の約33%であります。この多くが企業の償却資産じゃないかというふうに思っております。行政にとって、企業は雇用をはじめ財政的にも大変大きな力となっているんじゃないかというふうに思います。もとに戻りたいと思いますけども、これまで企業ニーズの把握や行政が進めている行政施策等の情報伝達の間として中国経済産業局、あるいは広島県の担当部局長等にも参加をお願いをして、その当時はイノベーション会議というふうに言っておりましたけども、そういった行政と企業が同じテーブルについて、いろんな思いを出していただいたり、要望等を出していただいたり、町が行っておる行政施策等の情報、国の情報、県の情報というふうなものと同じテーブルに上げて、いろいろ議論をしてきたことがあります。このような場を開催する計画があるかどうか、お伺いをします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 工業団地に立地された企業等を前提として答弁をさせていただきたいと思っております。町の施策や企業の要望、提案につきましては、現在、各管理組合で集約され、そうした意見や要望を伺いまして、それぞれ関係の部署と連携して対応をしている状況でございます。また企業支援員の企業訪問により個別の意見や要望を把握し、対応している状況でございます。町としても、誘致企業等の事業活動が継続され、拡大が図られるためには、意見交換を行い、連携を密にすることは重要であると考えております。今年度につきましては、誘致企業との懇談会を計画しております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 先ほどのこれまでの答弁で、企業支援員が相当企業訪問をしていただいているということですが、個々の企業ニーズ等はある程度把握することができるというふうに思いますし、先ほどの管理組合がありますので、その団地のものについては、管理組合を通じて把握はできるんだらうというふうに思います。やはり個別的なものにならうかというふうに思います。各企業が、全部の企業というわけにはいきませんが、それぞれの企業が一堂に会して共通課題解決に向けて議論をするということも意義があるんじゃないかというふうに思います。先ほどもそういった方向でという答弁でしたが、いま一度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 町といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、各企業の町内

企業の事業活動が継続・拡大が図られるように、企業ニーズ等をお聞きするような機会を設けて企業と連携を図り、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） ぜひ前向きに実現するように要望したいと思いますが、先ほど話をさせていただいた定住促進、空き家情報等も、そういったことはもちろんですけども、町がいろいろな子育ての支援を先ほども切れ目ない支援をやっていくんだということがありましたが、そういった細かい情報も、企業を通じて、そこに出席をされておる方を通じて、それぞれの企業の従業員の耳に届くような仕組みづくりをしていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。インターネットという便利なものがあるとは思いますが、そうはいうても本当に興味を持った方でないと、なかなかその画面まで開いていかないんじゃないかというふうな思いもありますので、ぜひともそういった会を持っていただいて、そういう中で、企業のいろんな思いというのでも出てくるんじゃないかと思えますから、ぜひ、そういった会議を早いうちに開催ができるように要望したいというふうに思います。いろんな企業のニーズは把握をされているんだというふうに思いますが、これは全く一つの例でございます。積雪時に工業団地内、今年もなんですが、工業団地、割とどこも皆、少し小高いところにありますので、その除雪に苦慮されているということがあります。以前からそういった、積雪量によっては差はあると思いますが、工業団地に入る、そこで働く方は普通車ぐらいなんだと思いますが、やはり部品等、製品の材料等成果品等を運ぶのに結構大きなトラックが出入りをするということになります。建設課のほうで除雪対応というのももちろんされているんだとは思いますが、日陰であったりというようなことで、朝、大型トラックがスリップをしておとまってしまうと、そこから従業員がなかなか出社するのに困難を要するというふうなことがありましたし、私もお聞きして、実際見ましたけど、やっぱり上り口で、大型トラックが往生している現場も見させていただきました。そういうふうなことも、まだ対応されているんだと思いますが、今後の対応策をお聞きをしたいと思うんですが、そういった細かい企業の要望というふうなものも、やはり聞き逃しちゃいけないんじゃないかというふうな思いがありますので、何度もくどくど言うんですが、ぜひそういった情報収集の場として会議を持っていただきたいと思えます。今の除雪の話、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 除雪ということで建設課のほうから回答させていただきます。基本的には除雪は一応ユニバーサルサービスということで、特にと、この地域はということではないと思って当たらせていただいております。町内には、それぞれ工業団地ございます。大朝の犬追原工業団地は、入り口のきつところは、これは旧町時代からの施策でございますが、道路のヒーティングシステムがあるといったようなところございます。ただ、千代田の中では、それほど降雪がひどいということもないこともありまして、特にそういった施設は設けておりません。一応、除雪もある程度の基準を設けて、満遍なくということで、当然工業団地の中の道路も除雪の路線としてやらさせていただいております。ただ、先ほど議員おっしゃいましたように、早朝のトラックでありますといったところまでは、なかなか手が回ってない状況がありますので、現在のところは融雪剤を置かせていただいたりといったようなところでの対応というところにとどまっているような状況でございます。ただ、これからも、なかなかそこを特別にということにはなかなか難しい。やはり除雪というのは、町民の生活を守るという意味でや

っておりますので、そこを特別にということは、今後もなかなか難しい状況にあらうかと思  
います。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 除雪については、建設課長の答弁のように、企業だけじゃなくて、少し奥に  
入った、生活をしている住民も一人一人が大変困っているという状況も出てくるというのは私  
も思っておりますが、先ほど言うておりますように、企業に対して特別な手だてをということ  
まではあえて申しませんが、やはり企業も相当な力を町のほうにいただいておるということも  
ありますし、この近辺で、大きな交通の便のいい工業団地等も整備をされて、こういう田舎来  
てみたが、やはり雪が多くて、今のように冬場はちょっと大変なんだというふうなことが一つ  
の引き金になって、もう少し便利のいいところがどうだろうかというふうなお考えも出てくる  
可能性はあるんじゃないかと思えますし、そういった、どこまでが真実か分かりませんが、声  
を耳にすることがあります。特別なということまでは言いませんが、そういった配慮、一つの  
例ですよ。配慮をしていかなければ、先ほど言ったように、何でもない細かいことが大きなこ  
とに広がっていく可能性は十分にあります。結論を出されてからでは遅いわけですから、もっ  
ともっと企業と、小規模企業も含めて、行政との信頼関係を構築していかなければいけない  
んじゃないかというふうに思います。手だて、方法というのは、いろいろ考えられると思いま  
すが、そこは先ほど言ったような場を設けていただいて、企業訪問も含めてそういったことに配  
慮していただきたいということを強くお願い、要望して私の質問を終わりたいと思いますが、  
最後にご答弁があれば。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 先ほど企業支援員の設置要綱はないと申し上げましたけども、私の  
勘違いでございました。設置要綱がございます。設置要綱に基づいて雇用をしているという  
ことでございます。訂正し、おわび申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 何か最後にご答弁があればということなんですが、ないようですので、あ  
えて、町長にご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 町内の工業団地等に進出をいただいておる企業、従業員の数もかなり多くあ  
ります。本町の今後の発展のためにも、若者の就職先の確保という意味でも重要なことである  
というふうに思っております。企業支援員等置かせていただいたのもそういった方向で、いろ  
いろ少しコミュニケーションを図っていこうというところでもありますけども、先ほど議員も言  
われたように、ある程度共通する課題については、行政が全部できるということにはならない  
かも分かりませんが、協議をしてもらって一緒に取り組めることもあるかもわかりません  
し、そういった協議をする場を設置するというのも大切であらうというふうに思っております。  
今後もそういった会合等も含めて、企業ニーズも把握しながら、町の情報もしっかり伝え  
ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） これで森協議員の質問を終わります。暫時休憩といたします。55分から再  
開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 41分 休憩

午後 1時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。今回の一般質問では、太陽光発電と国保の広域化について質問します。最初に太陽光発電等の設置について伺います。東日本大震災による福島第一原発事故を契機に、再生可能エネルギーが見直され、北広島町においても次々と太陽光パネルが設置されています。そのため住民からは、知らないうちに太陽光パネルが設置され、景観も環境も悪くなった。土砂災害が心配。照り返しのため住みづらくなった。撤去や解体はきちんとされるのかなど不安の声が起きています。もちろん、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及は重要な課題ではありますが、自然環境や景観、生活を脅かされ、住民が犠牲にされては困ります。しかし、このまま無秩序に太陽光パネルが設置されれば深刻な環境破壊が広がるのは間違いありません。そこで、住民の理解のもとに円滑な再生可能エネルギーの導入を進めるため、条例やガイドライン等のルールづくりについて提案し、質問を行います。最初に、10kW以上の太陽光発電設備が現在町内にどれぐらい設置されているか伺います。通告では地上設置型と書きましたが、それは削除して訂正します。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 太陽光発電設備の設置状況について、町民課からご答弁申し上げます。太陽光発電設備の設置状況でございますが、経済産業省資源エネルギー庁が固定価格の買い取り制度のデータをもとに都道府県別と市町村別で導入件数等を公表しております。それによりますと、本町では10kW以上の産業用太陽光発電設備は直近で公表されております、平成28年12月時点で449件となっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 現在、昨年の12月段階、449件、これ以外に固定買い取り制度以前の太陽光設備が50件あるというふうに聞いています。ですから、合わせて500件近い太陽光パネルがこの町内にあるというふうに認識しています。それで、どれぐらいふえているのかということで、グラフもつくってお手元にお配りしました。固定買い取りが始まってから、2014年4月、3年前ですから、平成26年4月には88件が設置されている。そのときに認定されていたのは約800件、現在449件、しかし、問題なのは、現時点で国が認めているのが約八百数十件、43件にもなっているわけです。この差が現段階でも、これから設置されていくということがあるわけで、今の2倍もこのパネルが設置されるんじゃないかという心配があります。以前は、一定規模の太陽光パネルの設置は届け出も認可も必要なく、地域への説明会、設置した業者名や連絡先も表示しなくてよく、誰が設置したのかも分かりませんでした。また工事中の伐採や土地の造成、供用時の景観や反射による影響、土砂災害などの発生、さらには解体撤去の際、有害物質を含む大量の廃棄物が適正に処理されるのかなどの問題が各地で起き

たんです。そのため環境省は平成28年4月、太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集を公表し、環境保全条例やガイドラインにより、事業者に対して一定の配慮を求めている自治体の事例を紹介をいたしました。このように、環境省が条例やガイドラインの制定を強く推奨してきたことに対し、町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 環境省が条例やガイドラインの制定を強く奨励してきたということでの町としての所見でございますが、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度が開始されたのを契機に本町におきましても太陽光発電の導入は進んでまいりました。これまで管理が不十分だった耕作放棄地や山林でも発電用地となり得る土地については、売買や賃借が盛んに行われてきたと感じております。太陽光発電事業は、本町にとりまして、民間からの活発な投資が得られる反面、一部では、先ほど議員からもありましたように、地域との合意形成が図られないまま開発をされた事案も存在しているものと認識しております。環境省より、太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集の資料提供がされております。これは業務の参考とする旨の趣旨でございますが、太陽光発電事業に関する条例の制定については、今後、町としましても検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 検討していくという、この時点で。その後、国は変わりました。昨年5月、固定価格買い取り制度創設のもととなったFIT法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法も改正し、あわせて遵守すべき事業計画策定ガイドライン太陽光発電を今年の3月に公表しました。これがそのガイドラインです。かなりの量になって、印刷すれば35ページにもなるものであります。このガイドラインによると、専門的な知識が不足したまま事業を開始するものも多く、安全性の確保など十分な対策がとられない。また地域住民との関係の悪化等種々の問題が顕在化した。そこで、適切な事業実施の確保等を図るため、新たな認定制度が創設された。そして違反時には、改善命令や認定取り消しを行うことが可能になった。今までできなかったわけですが、それができるようになったと説明しています。そこで町長に、この事業計画策定ガイドライン、さまざまな基準が書いているわけですが、それについての所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 改正FIT法及び事業計画策定ガイドラインにつきまして、町民課からご答弁申します。改正FIT法は、これまで明確ではなかった再生可能エネルギーにおける安全性の確保、事業終了後の廃棄やリサイクルに向けた計画的な対応など新たに審査するための仕組みや不適切事案に対する改善命令、また、認定取り消し等の手続が整備されております。また、発電事業者の認定情報につきまして、地方公共団体に開示、また提供するシステムの運用や地域住民からの通報を受け付ける窓口が設置されるなど、情報の共有や法令遵守の確保に向けた措置が図られるということでございます。経済産業省資源エネルギー庁によります事業計画策定ガイドラインには、この改正FIT法を受けまして、適切な事業実施のために必要な措置が盛り込まれました。太陽光発電におけます事業着手前から事業終了後の撤去までのプロセスを計画立案段階から審査する仕組みが整備されたということで、これまで懸念されております環境への影響、景観への配慮、地域住民との合意形成不足などの諸問題について好転して

いくのではないかと期待しております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） かなり変わってきています。どこが設置したんだろうかと、地域で隣見て、わからなかったら、教えてもらえるかもわかりませんが、町民課に聞いたら、ここでつくってるんだよということもわかるシステムになってまいりました。それで、このガイドラインは国だけじゃなくて、全国の自治体でも条例やガイドラインをつくっていますが、全国知事会から、優秀政策として表彰された山梨県のガイドライン、これがありますので紹介します。山梨県は、平成27年11月にガイドラインをつくっていましたが、改正FIT法と国ガイドライン及び山梨県の特性に合わせて今年3月改訂をいたしました。これがそうですが、対象は、出力10kW以上の事業用の太陽光発電施設を設置する事業者で、建築物へ設置するのは除いています。地上設置型。計画段階では、先ほど国のガイドラインの紹介ありましたが、このガイドラインでも、用地の選定に当たっては、防災、景観、環境等の観点も含めて検討する必要があるとし、立地を避けるべきエリアと立地に慎重な検討を要する必要なエリア、これも具体的にこの山梨県の方では提示しています。また、市町村への事前確認と相談、届け出、住民との合意形成について指示しています。設置の際には遵守すべき事項を細かく規定しています。その1つ、例えばこのパネル、北広島町ではパネルの周辺には何もなく、景観を台なしにしていますが、このガイドラインでは、道路沿いや民家等に隣接する場合には、通行者、車両や民家等から直接見えないように植栽やフェンスで目隠しを行い、これは土で盛り上げているわけですが、そういう方法でもって、できる限り目立たないようにするというところで、こういう具体的な図も示して指示しています。また、事業者名等の表示を求め、設計、施工するときは太陽光発電協会がまとめた太陽光発電システムの基礎、課題の設計と施工のチェックリストを参考にするように求めています。設置後は適切な維持管理、遠隔監視装置等の導入や撤去・廃棄するときは、環境省の太陽光発電施設の撤去・運搬・処理方法に関するガイドラインに沿った廃棄計画を立て、適正に撤去、処分するよう指示しています。この山梨県のガイドラインについて町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 山梨県のガイドラインでございます。広島県と同様に山梨県におきましては景観条例を有しておられます。山梨県においては複数の市町村にまたがる富士山周辺等景観配慮地区に定められております。山梨県の太陽光発電設備の適正導入ガイドラインでは、この景観条例によります配慮地区やその他多くの関係法令等により、規制のかかる区域内での事業リスク軽減のための事前準備から事業終了後の撤去処分までの手続が分かりやすくまとめられているものと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 簡単に述べられましたが、富士山のところだという特別な事情じゃないんです。全国でたくさんところで条例、ガイドラインをつくっています。山梨県は、ガイドラインで今紹介しましたが、この6月県議会に条例化を求める要望書が提出されているそうであります。これらの取り組みを参考にして北広島町でも条例やガイドラインをつくる考えがないかどうか伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 北広島町でも条例を制定しようということでございますが、山梨県同様

に広島県は、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例を制定しております。これのうち西中国山地国定公園周辺や広島空港周辺等景観指定地域に定めておりますので、現状では、山梨県のように県内統一のガイドラインを広島県が整備すべきというふうに考えております。また、条例につきましては、県条例、先ほど申しました条例、また、本町にございます開発行為の適正化に関する条例、また、環境保全に関する条例等の相関を踏まえながら研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 県が持っている条例、西中国山地、これ該当するのは芸北だけですよね。さらに県内統一を県がすべきと言いますが、開発行為等については免責要件があります。この山梨県のガイドラインでは、10kW以上ということで免責要件がない。10kWというのは大体50㎡で、どこにでもある小さなもの、ここまで規制をしているんです。だから今の県の条例では取り締まれないわけです、この分は。ですから、今言われたように、県内統一をすべきだということですが、県に対して要望していますか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 要望活動は行っておりませんが、今後、県と協議しながら進めたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今後と言いますが、もう今の瞬間もどんどんできてきているわけです。県がつくるとなったら物すごい時間がかかる。だから、国のガイドラインするとか、県の準備を待つとかじゃだめなんです。町の独自性を発揮することが必要なんです。今回の問題、風力発電でありますけども、八幡にできそうになる。これはいつ起こるかわからない。既に町内にはあちこちで、この太陽光発電についても大きな計画がされて、その開発規制にかからないものもたくさんあります。ですから北広島町では、この地域にはつくるなということをしつこく言うておくべき必要があるのではないかと。そういう努力が必要だということを目指したいと思えます。これは極めて大事な状況でありまして、例えばガイドラインを制定している茅野市というのがあります。長野県です。担当者に直接電話して聞いてみました。すると、届け出は出されるようになったと。そして事業者と住民の合意形成に難しさはあるが、一定の効果は出ている。罰則がないため強制力はないが、一定の抑止力となっている。もっと厳しい条例作成も研究しているとのことでした。条例、ガイドラインというのを提案していますが、条例の制定が決断できない、また県のガイドラインがまだできないという段階で、まず、北広島町のガイドライン、これはすぐできるんです。を作成し、その上で条例化を研究してはどうですか、町長に伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今、風力発電も大きな問題になり、また、太陽光についてもかなりいろんなところでできておるということで、いろいろ課題も抱えておるということでありますので、早急に検討させていただきたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 早急に検討すると約束していただきました。今も北広島町の各地で、この太陽光発電がつくられています。北広島町の景観、生活環境、そして魅力ある自然を守るために条例やガイドラインを一刻も早く制定するよう、重ねて強く求めておきます。次に、風力発電

計画について、八幡の問題です。八幡地域9割の皆さんが浜田市地の権者に反対署名を送付するなど大きな運動を繰り広げ、町長も中止を求める決断をしました。昨日の質問で取り上げられましたので、どうすれば中止することができるかという点で、町の考えを伺います。このどうすれば中止できるのかということについてお答えください。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 今回の八幡地域の風力発電計画についてでございます。この本事業は、いまだ事業実施区域等が明確ではありませんが、北広島町が反対を表明したということから、今後の手続において、事業区域が全て島根県側になることも想定をされます。本事業につきまして、本町は許認可権限を有しておりません。そのため、引き続き関係行政機関と連携を密にしながら、町の意見を、また県の意見を発信していくということが重要であるということで考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今おっしゃられたように、計画エリアが島根県になったら、なかなか権限がないということを言われました。そのため、私たち日本共産党は、島根県の党県委員会と相談し、6月6日、島根県議2名、浜田市議と合わせて現地調査が行われ、住民の方々から話を伺いました。しかし浜田市側では人口が少なく、地元説明会も開かれていません。そこで、本日の島根県議会において、2時からというふう聞いておりますが、尾村利成県議が一般質問で、八幡の風力発電問題を取り上げ、地元説明会を開くこと、そして住民の理解、賛同なしに事業を強行してはならないと知事に要請することになっております。島根県と協力した取り組みが必要だと考えます。八幡地区は自然の宝庫で、この計画について知らない町民が多いのが実情です。この多くの町民が知らないということに対してどう思われますか。また、きたひろネットや町広報で知らせたのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 風力発電事業に関する町民への周知でございますが、大変重要なことと認識しております。従いまして、配慮書等の縦覧を本町でやっておりましたので、そういった広報等、広報紙等でやらせていただきました。またホームページのほうでも、こういった情報を提供させていただいております。あと新聞報道等、これ直接町がやったわけではございませんが、新聞、マスコミのほうの取材等も受けまして、そういった情報を提供させていただいております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 縦覧だけなんですよね。町の考えは出てない。町長が中止を求める意見を決断したと、新聞から知らされる。なぜ広報やきたひろネットで知らせないんですか。その中止、その意見、考えについて。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 町が県知事宛に出しました意見書、これにつきましては、ホームページのほうで掲載をしたいというふうにして今準備をしているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ちゃんとアピールして、八幡は出してない、北広島町の景観を守るために町長が先頭に立って、本当にこの旗を振ってるんだということを示す必要がある。そして、全町民が八幡の問題じゃないよと。うちの問題だということ、例えば署名運動など進める必要



があるんじゃないかというふうに思います。これを聞いても答弁はないでしょうから、いいんですが、繰り返しになりますが、原発依存から脱却するためには再生可能エネルギーの普及はどうしても必要ですが、都市部の電力のために北広島町民が犠牲にされては困ります。ぜひとも北広島町の条例やガイドラインを一刻も早く制定し、住民や地域の環境を守るよう重ねて重ねて強く要請をして、次の質問に移ります。2つ目は、県広域化で大幅値上げの国保税、力を尽くして払える保険料にするよう提案をさせていただきます。来年から国民健康保険の经营主体が市町から広島県に移ることになっているため、先日、保険料の見通しが公表されました。これによると北広島町では、保険料率が2割も大幅に引き上がり、年間収入が360万円の40歳夫婦で、年間7万6000円以上、25%もの値上げになるという信じがたい試算が公表されました。さらに、子供2人を含めた4人家族になりますと、均等割が1人9000円以上上がるため、その世帯が年間約50万円近くにもなります。今後、国から来る交付金が算定されていないという話もありますが、それほど変わらないと考えられます。今でも高過ぎる国保税、生活を苦しめており、滞納者もなくなりません。これ以上の値上げは、町民の命と暮らしを一層脅かすものです。今回の一般質問では、県広域化の問題点を指摘し、払える保険料にするために北広島町が何をすべきか提案し、町長の所見を伺います。最初に、広域化になると、なぜこんなにも国保税が高くなるのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 国保の広域化についてでございます。本町は、平成23年度から国保税率を改正しておりません。これまで基金の取り崩しや繰越金等保険税の不足分に充ててきております。平成27年度の県内市町の1人当たりの保険税を調定額で比較したところ、本町は、県内23市町のうち15番目で、県内平均より約4800円低額となっております。このようなことから、広域化になり、本来あるべき保険税ということを考えますと、保険税の上昇は避けられないものと考えております。県が示しました1人当たりの保険料、収納必要額の試算では、先ほど議員からもありましたように、増減率20.05%と示されておりますが、これは国による追加公費投入前の数値でございますので、増減率は下がるものと想定されます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 先ほど言いましたが、国から来る交付金、お金を当てにしているようですが、1700億円ですね。これは部分的にしかならない。ある人が調査しましたら、1兆円かかると、今の水準を維持するためには。ですから、これを当てにすることはだめなんです。もしそうであるならば、県にしっかりと試算をさせる。幾ら来るのか。これが必要なんで、それをしてから、そういう答弁をしてほしいというふうに思います。なぜ、広域化するのか。ここに今年4月の広島県国民健康保険運営方針案があります。もう案ではなくなりましたが。この中では、保険給付費が急増する一方で、加入者の所得水準が低いことから財政基盤が弱く、市町村のみでの運営が困難になっている。被保険者が負担能力に応じて保険料を負担する。市町の垣根を越えたより大きな器の中で公平な制度へと変える。公平という言葉を使っています。時間がないので、広域化そのものについての議論はできないため、問題点を絞って、その北広島町の国保税が高くなる要因の一つである所得が同じであれば、県内どこも同じ保険料にするという広島県の統一保険料について伺います。国は、市町村の医療費水準や所得水準に応じて、市町村の納付金を決めるよう求めています。なぜ、広島県は統一保険料にするのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 広島県は、なぜ統一保険料にするのかということですが、国民皆保険を支える国保制度を将来にわたって持続可能なものとしていくために国保財政を県に一本化するということですが、このことから、保険給付を県内全ての被保険者の相互扶助によって賄うこととなります。同一の所得水準、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険税になることが最も公平な負担になるという考えから、県、また市町等の国保広域化連携会議というのを構成しておりますが、こちらのほうで決定をしているということですが、以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） この制度をこれでやって持続するのか。相互扶助と言われましたけども、後で言おうと思ったんですが、相互扶助じゃないんですよ、国保は。だから国がお金を入れるわけです。そこはしっかりと原理原則は捉えた上で答弁をしていただきたい。先ほど医療費の問題出されました。私が調べた分では、これは何年でしたか、27年度の1人当たりの医療費は、県内で少ないほうから5番目、低いんです。1人当たりの国保税は安いほうから9番目、医療費が安いから国保税も安い。今、基金の繰り入れ等々ありましたが、努力している。自治体も努力している。ところが広域化になると、頑張っていて抑えているから一気に上がるんです、伸び率が。これは県内で5番目の大幅値上げと。これは新聞報道もされました。なぜなのか。北広島町は、都市部と比べ医療機関が少なく、耳鼻咽喉科や皮膚科もほとんどありません。また、重病になると市内まで交通費と時間をかけて通わなければなりません。受診する機会が保障されていないことが医療費が少ない原因の大きな一つです。受診できる機会が保障されていないにもかかわらず、保険料だけ公平にと大幅に引き上げる。こんな理不尽なことではないか。町長は、どう考えるか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 地域医療提供体制のことで差があるにもかかわらず、県内で公平にということについてでございますが、医療提供体制の整備につきましては、県が各圏域の地域医療構想調整会議などで協議を踏まえながら、身近な医療で質の高い医療、介護サービスが受けられるよう取り組みを現在進められております。また、後期高齢者医療制度も、この本保険料統一をされている実態もあることから、統一保険料の導入を判断しているという状況でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 答弁聞いてまして、町民の苦しみが伝わっていない。地域医療調整会議、医療体制を整備すると言いますが、病床数を減らすというのが最大の目的なんです、これは。だから、この中山間のところで、上がるという保証はないんです。先ほど地域の差というものについて、平成27年5月26日、法を審議していた参議院、決議しましたが、厚生労働委員会において附帯決議が行われました。その1つですが、医療サービスの水準に地域格差がある現状に鑑み、受けられる医療サービスに見合わない保険料負担とならないよう配慮すること。だからこそ国が医療費の水準や所得水準に応じて、この率を決めなさい、納付金を決めなさいと言ってるわけです。ところが広島県はそうでなしに、県内どこに行っても、医療機関が全然違うのに同じ保険料払いなさい。それは町民課長は、持続的な、この制度を維持するためだと言いましたが、払えなくなるわけです。医療機関にも通えない、大問題です。保険料だけ

でなくて、均等割にも問題があります。これまで北広島町は1人4万500円でしたが、広域化になると4万9849円、大人も子供も同じく、2割も高くなるんです。子育てを応援すると言いますが、生まれたばかりの子供も大人の方も同じ均等割で計算されている。国会でも問題になりました。これについて町長の所見を伺いたいと思いますが、答弁できればお願いします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 均等割の部分での子供も大人と同じようにということになっております。これにつきましては、まだ制度の中での協議というところまで行ってません。確かに子育ての観点からいいますと、そういった何らかの手だては必要になってくるのかなとは思いますが、現時点では、今の均等割の中で大人と子供の分けというのはないという状況でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 問題はあるけれども、期待をするしかない。そこなんですよ、広域化というのは。町で何もできないんですよ。次に、北広島町は関係者の努力で元気づくり事業を進め、皆さんから喜ばれています。この元気づくり事業や特定健診の無料化による健診率の促進、ジェネリックの普及で医療費を引き下げて頑張っていますけれども、その努力は保険料に算定されるんですか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 平成30年度から新たに保険者努力支援制度が創設されます。市町向けの公費が医療費適正化のための取り組みに対して交付されるものですが、保険料の算定には反映されず、先ほどございましたように、保健事業を実施するための財源として交付されることとなっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今まで北広島町のみんなが頑張って医療費を削減し、元気なのはいいですよ。頑張ってきたものが保険料に算定されない、ここも大問題なんです。県単位で統一保険料を決めているのは、じゃあ全国どこでも同じか、違うんです。3つしかない。全国で大阪、奈良、広島県だけ。滋賀県は統一しようと思いましたが、市町村長の反対で実質的に、これは統一性はなくなったようです。町長に伺いますが、他市町首長とも相談して、こういう矛盾のある制度について広島県に対して、統一保険料の見直しを求めていますどうか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） これまでも県の市町村長でいろいろ協議をしてきたところであります。議論の中では、いろんな意見も戦わせてきたわけですが、こうした県内どこにいても、同じ給与水準で、同じ世帯構成であるんなら、同一の掛け金でいくことにするのが一番公平であろうということで進んできたところであります。今言いましたように、元気づくり推進事業であるとか、いろんな取り組みによって医療費を低く抑えてきておるといのもございますが、これらについては保険料に反映するのではなく、その経費負担を全体でカバーをしていこうということでの整理になっているところであります。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 保険料でなく経費をカバー、これ町の考えですよ。町民の考えじゃない。被保険者は、本当に払うのが大変でやっているのに、それには全く影響しないということが明らかになりました。そこで伺います。県が決める市町の納付金、これはもう割り当ててますが、

100%納めなければならないのか伺います。

- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 納付金をもって、県の財政運営になりますので、納付金、市町に示されました納付金は、必ず納付するものというふうに思っています。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今より2割、3割と高くなる国保税を求められて100%納める。100%集まらない場合はどうするんですか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 納付金のほとんどが保険税となります。また、今現在でいいますと、基金が本町にはございます。財政調整基金がございます。そういった保険税が足りないと、不足した部分につきましては、県が基金をまずつくります。その借り入れ、また、本町にあります基金、それを繰り入れをするということになるかと思えます。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 何年持ちますかね、それは。激変緩和措置の問題もありますよね。それは後で聞きますけども、どうやるかといいますと、想像つきます。納めない人が増える、そうすると徴収を厳しくする。そして資格証発行が増える、差し押さえも多くなって、それでも集まらない。そのために納付している方の負担が増えていく。ですから、県は、納付率に応じて納付金をかけるんです。納入率が下がれば、それを見ながら下げてる。そしてこの悪循環、納められないからどんどん増える。そしてそれが悪循環となって、納められる人だけで納めていくような形で、負担ばかり増えていくと。これは町民の暮らしを苦しめて、個人消費も減らして、地域経済も悪くする道だと思うのですが、なぜ、そういう点で、その地域経済の問題も含めて考えるわけですが、町長はなぜ見直しを求めているのか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 町長。
- 町長（箕野博司） 地域経済が縮小していくというような形にはつながらないというふうに思っています。今まで市町村によって医療費がかなりなでこぼこがありました。何で違うんだろうかという疑問も多くありました。そうした中で、条件整備を整えていくということだというふうに思っております。この国民健康保険は、もう皆さんご承知のとおり、個人事業主、農林漁業者、年金生活者、あるいは無職の方などが加入する国民皆保険を支える大きな柱であります。特に医療費が高額になるときは、一定額以上の高額医療費として国民健康保険から支給され、本人が払わなくてもいい、そういったとてもある面、ありがたい仕組みでもございます。今回の県への移管の背景には、今、高度医療が非常に進んできておる。そうした中で、かなりの高額医療費が発生し、市町の財政基盤を圧迫している状況もあります。そうした背景の中で、県内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同額の保険税を負担するという、ある意味公平な負担となるようにしようとするものであります。また、これまでと同様に軽減措置もありますし、また、後ほど言われるとっておられました、激変緩和措置、こういったものもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） やっぱり町民の心が伝わってない感じがしますね。その町民を守るためには、県にも堂々と言う。だから、滋賀県は首長の人たちが集まって、統一だけはやめてくれということでやめたわけです。だから、自分の自治体の住民の立場に立って物事を考えてほしい。激

変緩和措置というのは6年間でという話もあります。しかし、6年たてば高い国保税になるわけですから、これはほとんど変わらないと思うんです。一般会計から繰り入れをできないのかということ、不足分ですね。下げるために。市町にそういう権限があるのかどうか、それはどうですか、町民課長。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 今回の県の単位化におけますルールの中で、赤字補填のための目的とした一般会計からの繰り入れはしないということでございます。ただ、先ほど激変緩和の6年間、この間につきましては、現在あります、町が持っております基金、それとあと過年度分の税、そういったものを充てるということは可能であるということでございます。基本、一般会計の法定外繰り入れというのは原則認めないということでございます。これは一つは、被用者保険から国保のほうに支援がいつてるという状況がございます。そうした中で、またさらに一般会計から国保のほうへ入れるということにつきましては、被用者保険者側から、かなり強い反対意見が出ているという状況がございますので、なかなかこういったルールをとるということで一般会計の繰り入れは認めないということでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） だめだというふうに県が言ってるというんですけれども、先日、県の担当者と共産党の議員団が話す機会がありました。繰り入れはどうかといたら、だめだとは言わなかった。それはそうですよ、県は納付金さえ納めてもらえればいいんだから。集まらなかつたら、町は何とかしてくださいというのは当たり前なんで、県の立場はそうなんですよ。しっかり確認してください。これ国もそう言ってますから。だから、ちょっと曖昧な答弁はやめてほしい。本当に住民の命がかかってます。そもそも国民健康保険とは、憲法25条の全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。25条の規定に基づくものです。誰もが必要に応じて安心して医療が受けられる国民皆保険を支えている公的医療保険です。そのため国保法第1条では、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とするというふうに自治法に掲げて、2条で、この目的を達成するために必要な保険給付を行うとして、たとえ無職で所得がなくても必要な医療が受けられるようにしています。先ほど町民課長は、相互扶助と言いました。相互扶助ってどこにも書いてない。社会保障なんです。そういう意見は結構あるんです。そこは改めなくちゃいけない。この1条で規定しているのは憲法25条から来ているものです。社会保障としての役割を持っている。だから、どうすればこれを支えられるのかという基本的な立場を考えてほしい。さらに先ほどありましたが、国保はどこも所得の少ない加入者が増えています。北広島町ではどうか調べてもらいました。現在、所得200万円未満の世帯の割合は76.9%、8割近くにもなっています。もう医療費払うどころじゃない、国民年金払うだけで、1人20万近く払う。2人だったら30何万払う。そういうふうな中で、それだけの低所得になっているんですね。国保がさらに覆いかぶさる。このように国保加入者の多くは低所得者であるため、国保法第4条で、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行えるよう努めなければならないとして公的な支援を行っています。だからやってるんです。ところが国は、かつては国保会計の約5割を負担していましたが、最近は、その半分の25%に減らしたため会計はますます厳しくなってきたんです。そもそも国保会計を改善するためには、この国の補助金交付金をもとに戻さなくちゃいかん。このことを力強く、町民の命と暮らしを守るとなれば、

国に言うべきだと思うんですが、どうですか。町長のほうが言いやすいんじゃないかと思うので、町長の意見をお聞きます。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 国に対しては、町村会等を通じて要望をしているところであります。特に1700億円の公費投入、これについても、まだ財源措置が不十分であるということで要望をしているところでありますが、今後ともこういった保険料抑制を求めて国のほうには引き続き要望をしていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 強く要望してほしいと思います。そもそもこの国保の都道府県化は、病床の削減などで医療費を減らして、国の交付金補助金を減らす。また、そのために加入者には公平性を理由に不足分を負担させることが目的です。自治体の自主性、自律性をもぎとって、高額な保険料を押しつけるとともに、先ほど紹介しましたように、元気づくり事業など医療費削減の努力が保険料引き下げに反映されない、努力が認められない、こういう都道府県化はきっぱりやめるべきだと考えます。しかし少なくとも、市町の事情を反映して、この広島県の保険料統一、これはぜひとも見直すように、県に強く要請するよう、重ねて要請をし、一般質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで美濃議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。55分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 45分 休憩

午後 2時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 7番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、グローバルGAP、農業生産工程管理、の認証取得についてであります。2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックでは、約1500万人分の食料が必要だと言われております。しかも、その食材はグローバルGAP、農業生産工程管理、の基準を満たされたものだけが採用されると予想されております。現在のままでは、日本の食材で1500万人分の食料は提供できない状況にあります。宮崎県では、東京オリンピック・パラリンピックに県産農畜産物を提供しようとGAPの認証取得を支援する会議、みやざき東京オリンピック・パラリンピック食材提供推進会議を立ち上げています。GAPの取得は、国際競争力にも影響力があり、輸出に対しても有利に働くと報じられています。広島県やJAとしてのGAP承認取得に対する取り組みが見えておりませんが、本町として農産物販売にGAPの認証取得の必要性をどのようにお考えか伺います。まず最初に、グローバルGAP認証取得の認識と今後の農産物販売にGAPは必要なのか、お聞きいたします。

- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） GAP 認証取得の認識と今後の農産物販売に必要かというご質問でございます。農林課よりお答えを申し上げます。生産された農産物の安全性を客観的に確認できる GAP の導入は、信頼性の高い基準として評価されております。GAP の認証取得により、農産物販売に付加価値がつくことによるブランド化や安全・安心な食物を提供していくためにも、今後、推進品目等の生産に取り組む生産者や担い手等にとって必要であり、認証取得に向けて推進していく必要があるものと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） ただいま農林課長からは、今後、認証取得が必要になってくるんだという答弁でした。ここでいろいろと問題点を見出していかなければいけないんですが、では広島県内で、このGAP取得をしている農家や農業団体というのはどの程度あるのか把握されておられますか。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 県内で個人農家、株式会社、農事組合法人合わせて平成28年3月末現在で、JGAP、これは日本版のGAPでございますけれども、12経営体、グローバルGAP、これは世界共通のものでございますが、2経営体が取得をしておるということを広島県のほうから伺っております。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） ここで今出ましたJGAP、日本版のGAPと、欧州発のグローバルGAP、この大きな違いというのはどこにあるか、把握されておられますか。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） グローバルGAPについては、審査項目のほうがたくさんあります。JGAPに比べて4倍程度、約二百数十項目のチェック項目があるというふうなことがあります。大きなところでは、そこらが生産者にとって影響するところではないかというふうに思います。これに基づいて書類等つくっていくということになります。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） これは本町では、まだこの取得をされている団体はないんですね。自民党の農林部会長の小泉進次郎衆議院議員は、オリンピックの開催の前年2019年までには現状の3倍以上にこういうGAP、グローバルGAPの取得を目指したいという発言をされております。日本農業新聞の発表によりますと、国内でグローバルGAPの認証件数は400件、ジャパンGAP、これは4100件と多い。グローバルGAPの約10倍がジャパンGAPなんですね。ここで一番問題視しないといけないところは、一般社団法人日本生産者GAP協会が出している本、この本の中をしっかりと読んでみると、EUは、農業生産者にとってGAP規範は、政府の補助金を受けるための環境税というか直接払い、これを受けてるために大変厳しい規定をクリアしてやってるんですね。日本の今のGAPというのは、食品安全性の要件を高めるために、そこで、消費者からの信頼を得て農家の収益を上げようとしているもので、農家を経済原則から解放するものではなく、反対に農家を拘束するものになろうとしているという、この本は指摘をされています。ですから、やはり国際基準にのっとるためには、農水省も国際並みの水準をとっていきべきだというふうに、この本も言ってますし、農業新聞にも農水省そのようにうたっております。そういった点で、このGAPの取得のメリットはどこにあって、

デメリットは何なのか。そうしたことも踏まえての課題、今後の課題、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 確かに議員おっしゃられますように、現在、日本でのGAP取得認証、これについてのメリット、EUにおける環境直接払い等のメリットというのが日本にはないのではないかと思います。しかしながら、このGAP実施による経営改善効果、メリットとしましては経営改善効果があるよということもありますし、先ほど申し上げましたように、信頼できる農場、選ばれる産地といったブランド化、こういうことも挙げられます。デメリットといたしましては、議員おっしゃられたようなことで、工程管理の資料作成とか、工程管理者の選任、審査に係る費用等のコスト増が挙げられると思います。課題といたしましては、すぐにGAPという方法もありますけども、安全・安心な農産物を出荷するためには、まず、今取り組んでおります生産履歴の記録ということも必要になってくるのではないかと思います。この取り組みを広く浸透させることがGAPの推進につながるものと考えております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 確かに食品の安全向上、環境の保全、労働安全の確保、また資材コストの低減なんかには非常にメリットは出てくると考えます。反面、小規模農家なんかでは、この資格をとるなんていうのは大変な費用がかかって、時間がかかって、1人でとれって、それは無理ですから、そうすると、道の駅なんかが出している野菜なんか、ほとんど小規模農家とか高齢者の方が大半ですよ。そうした中で、道の駅に出てくる生鮮野菜やら食料、こういったものに、ここの道の駅には、GAPのマークがついてないからだめだねという評価になるような可能性も出てくる。だから、このGAPがなければ評価が得られないというような流れが出るのが一番怖い。北広島町産の野菜は、みんな低農薬でおいしいものをつくっているんだよという、その思いを伝える努力を今後していくことが非常に重要となってくると私は思うんですよ。その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議員おっしゃられるように、確かに個人農家で、また小規模な農家については、審査費用が大体10万から55万ぐらいかかるというふうなことがありますので、かなり難しいかとは思いますが。ただ、グローバルGAPの場合は輸出を目指す経営者、これについてはとっていくということもあります。一方で、日本、道の駅とか、そういうところに出荷する業者については、現在のところ必ずしも必要なものではないのではないかと思います。ただ、生産工程管理につきましては、やはりしっかりやっていくということが消費者にとっては重要かと思しますので、先ほど申し上げました、生産履歴を含めた形で農業者のほうには伝えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 本当、今の答弁の点が非常に重要になると思います。それでは今後、またこういったグローバルGAPを取得したいという農家や農業法人等農業団体、こういったところを、広島県がどのように今後対応していくかというのがまだ明らかになってないんですが、JAとか協議しながら、町としては、これを支援していくという考えはお持ちでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 町として、このGAP取得について支援をしていくかどうかというご質



問でございます。先ほど申し上げましたように、出荷する経営規模によっても違うかと思えますけれども、グローバルGAP、あるいはJGAP等を取得したいというご要望がありましたら、世の流れというんですか、それに乗りおくれられない形で、町のほうも、そういうふうな研修会とか進めてまいりたいと思います。ただ、県の取り組み状況が他県よりも少し遅れているというふうなことも聞かせてもらっております。県、あるいはJAさんとの関係機関と連携して、課題事項として今後協議、詰めていきたいというふうに考えます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 広島県は消費県であって、生産県でないから、やっぱり宮崎県や熊本県のように、まず、これに東京オリンピック・パラリンピックへ取り組もうという、その意識はちょっと若干弱いというのは、これは否めないところであります。しかしながら、やはり何とか我が県、我が町の農業分野を生かしていかんと中山間地域に若者の定住促進というのはなかなか考えられない。しっかりとここを見据えながら、あるべきグローバルGAPの姿を目指していく必要性を非常に感じておりますので、ぜひともこういった本とかを参照にしながら、農水省は、6月から7月にかけて、行政、JA、この説明会を開くという話を農業新聞で出しておりますが、そんな話は聞いておりますか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 具体的に国のほうから町のほうに取り組みの推進をとということについては聞いておりませんが、議員おっしゃられるように、新聞報道によりますと、東京オリンピック・パラリンピックの関連も含めてグローバルGAP、あるいはJGAPを推進しているというふうな取り組みを進めておられるというふうに伺っております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） また、JA全中は、全県にこのGAP担当者を配置し、GAP導入への支援体制を整備すると、このようにもうたっております。こういうことから見ても、このGAPの認証取得については、今も新聞やテレビでも甲立の甲立ファームだったのかな、あそこもネギの栽培をグローバルGAPをとったと、この間、テレビでも放映してました。やはり輸出をにらむような大型な農家とか法人、どうしてもこれが必要になってくると思われまます。そうした意味で、やはりEUの定義をしっかりと学びながら進めないと、これEUのGAPの定義、ここ書いてあるんですが、直接支払いのように国民自らが食を確保し、豊かな環境のもとで暮らすための選択であり、農家のためではないと言ってるんですよ。農家のためにGAPはあるんじゃないんだと、国民のためにあるんだと。ここの定義を非常に重要視しているところがEUの、今の日本のJGAPとの大きな違いですね。こういったところをしっかりと踏まえながら、今度農水省が説明会開かれるときには、その内容をしっかりと聞いていただきながら、本町としての今後の進め方、あり方をまた問わせていただきたいと思います。これについては、この質問は打ち切らせていただきます。質問の2点目は、北広島町景観条例の早期制定についてであります。北広島町は、西日本一広い面積を有する町であり、神楽や花田植といった伝統文化の息づく地域であるとともに、静かで自然豊かな町であります。本町の自然環境に目を向けますと、世界で最初に人工巣穴で繁殖に成功した国の天然記念物のオオサンショウウオや町花のササユリ、町木のテングシデ、八幡湿原にはリュウキンカやカキツバタを初めハッコウトンボなど、多様な動植物が生息しています。北広島町を訪れる多くの方は、こうした豊かで貴重な自然を体験するために訪れていると思われまます。このように美しく自然豊かな本町の芸北地域と浜田

市の県境に今、自然及び生活環境を破壊する可能性が極めて高い風力発電の計画が進められております。風力発電は、再生可能エネルギーとして期待されていることは認めますが、住民の生活環境から影響のない場所につくるのが理想であり、居住地や貴重な動植物が生息している場所には適していないものと考えます。八幡地域は、21世紀に残したい自然百選や生物多様性保全上重要な里地・里山環境省2016に選定されており、その美しい景観と貴重な動植物の生態系は、本町はもとより広島県の宝であり、日本の宝でもあります。そこで、本町において北広島町景観条例を制定し、我がふるさとの景観を後世に継承する必要性を強く感じます。八幡地域の島根県境側に日本最大級の風車が山の頂からそびえ立つ姿は想像を絶するもので、著しく景観を傷つけるものと確信します。また、景観条例は、本町の空き家対策事業の推進にも必要と考えます。以上から、次の質問をいたします。1点目、風力発電、風車の発する低周波や騒音は人体及び生態系にどのような影響を与えるものかお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 風力発電による低周波、騒音の影響ということでございます。国内で風力発電の建設が進むにつれ、発電施設から発生する低周波音や騒音等が不快感の原因となることや、健康影響への懸念が指摘されてきたことから、環境省では、平成25年から4年間、風力発電施設から発生します騒音等の評価、手法に関する検討会で議論が重ねられてまいりました。この中で、平成29年5月26日付で、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられ、超低周波音と低周波音と健康被害については明らかな関連は確認できないとの最終指針が示されております。また、関連は確認できなくとも風車被害を訴える人が多数いることについて原因を究明すべきといったパブリックコメントに対しましても、同検討会では、医学の専門家の意見も伺いながら、広く収集、評価した結果、風車騒音と頭痛、耳鳴り、高血圧、循環器系疾患等の健康影響との間に統計的な関係は確認されていないとの考え方を示されております。自然生態系への影響につきましては、研究資料等把握できておりませんので、分かりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 世界でも、こういった風力発電に対する健康被害の裁判が行われているんですが、勝った事例は1件しかないと聞いております。これ私は、まだ統計的に、まだ日が浅いので、はっきりしたリスクは明らかな関係が得られてないというのは、いつも国策で行われる事業が実行されるときには、いつも同じことがあるんです。ちょっと古くいえば、水俣病もそうですよ。チッ素水俣工場から出るメチル水銀が魚や貝に入って、それを食べて、猫や犬や人間まで狂い死ぬような世界になっても、それは影響は認められませんが、当分の間言われてた。これがやはり風力発電、私は全く同じ状況が、統計が出たときには出ましたとなる可能性が強い。だって、和歌山で今訴訟起こしている人が眠れない症状に十何項目、皆千差万別持っておられる。頭痛、吐き気、耳鳴り、抑うつ、動悸息切れ、ストレス、脱毛、脱力感、さまざまな症状、これが風力発電の風車が立ってから起きてくるんだから、影響がないなんていうのは全くそれはおかしいんですよ。そこから離れたり住居を変えたら元気になるというのなら、当然影響はあるのに、また動植物への影響、またこれしかりです。昨年、芸北文化ホールで、浜田の弥栄町の産業係長が講演をしたときに、弥畝という、弥栄町のすぐ山沿いに風力発電が26基立ったら、クマやイノシシが、今まで出ることは、こんなに見ることはなかったのに、圧倒

的な数が出だしましたと。これを報告されてるんですから、動植物に対する影響もかなりなものがあるんです。そういうことは、本当、国策でいくときにはなかなか難しいと思うんですが、次に、この風力発電建設計画に対する本町の考えと取り組みというのは、昨日も今日も同僚議員が質問されたんですが、町長、町民課長、この対応については迅速に、現地にも調査行って、住民の意見も聞いて、町長、反対の意思を示されたことは大変私は敬意を表するところでございます。広島県や環境省への意見書というのも出されておるんですが、そこら辺の報告をもう一度お聞きします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 本町の考え、改めまして、また申し上げさせていただきますが、本町は再生可能エネルギー全般については、平成19年策定の北広島町地域新エネルギービジョンにより推進しており、地球温暖化の防止や地球環境の保全の面からも、自然の力を利用するエネルギーの重要性については認識をしております。しかし、今回の風力発電事業につきましては、かけがえのない自然環境、愛される眺望、近隣住民の穏やかな生活環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されるという事業であることから、当該事業の適地ではないと考え、計画の中止を求めることとしております。このことから、ご承知かもしれません。広島県知事に対しまして、平成29年5月19日付で計画の中止を求める旨の意見書を提出いたしております。また、県庁の副知事のほうにも伺いました。また国のほう、環境省、経済産業省、こちらのほうにもお伺いしまして、本町の状況と事業の概要等について説明をさせていただき、また、本町の考えを訴えてまいったところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 先ほど同僚議員が島根県の議会でも、この問題を取り上げて一般質問される議員がおられるということをお知らせしました。広島県知事も、表明はされてないんですが、そういった考えで動きたいという思いのある議員から聞かせていただいたんで心強く思っているんですが、ここで改めて国策による、八幡地域が過去どれだけの苦しみをしてきたか、ちょっと紹介させてもらいたいんですが、第2次世界大戦のときです。昭和8年に世界的な植物学者牧野富太郎博士が、このカキツバタの湿原を見てから大変感動された。歌まで残されております。そのカキツバタの湿原は、さきの大戦で陸軍の演習場になったんです。ほとんどカキツバタは消滅したと、そのとき。言われております。今は地元の人とボランティアの方がもう一度カキツバタの里を復活しようと努力されております。また、昭和32年、今から60年前ですが、樽床という集落があります。ここが中国電力、熊谷組が建設したんですが、戦後の日本の電力需要が必要ということで、全国各地で発電を目的としたダムがつけられました。80戸からの世帯が樽床ダムの下に沈んでおります。この電力施策、国策ですから、やはり資本主義の中、高度成長をしていくためには、経済成長どうしても必要、そのためには電力が必要ですから、ある程度の人犠牲はやむないという時代ですよ。八幡地区はそういった苦しい歴史を踏まえております。そして今なお、米軍機の低空飛行は北広島町の中でも一番多いところ。これに、さらに輪をかけて風力発電が建設されるとなると、恐らく八幡の住民は住めなくなる。あのおいしいトマトやハウレンソウもつくれなくなる。非常に本当、大きなこれは問題ですよ。ぜひとも、この計画は中止にさせていただきたいと切に願うものですが、町長改めて、このことについては、町民のため信念を持って戦うんだという気持ちを述べてほしい。よろしくお祈りします。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） このことについては、私も八幡地区に行かせていただいて、どれぐらいの影響があるかというのも肌で感じて帰らせていただいたところでもありますし、地元の方の意見等もいろいろと聞かせていただきました。これまで八幡地域は特に自然を大切にされた地域づくり、そういったものを一生懸命進めてきておられる中で、今回の風力発電施設設置、これは本当に今までの努力が水の泡になるようなことだというふうに思っております。先ほども生態系、人間も含めてですが、影響があるかどうかというのは、まだきちっと立証はされていないという状況でありますけれども、いろんなことを総合的に鑑みて、町としても反対という意思表示をさせていただいたところでもあります。できるだけ早いうちにこういった取り組みを行い、そういった反対意見も表明させていただいて、早い時期に断念をしてもらいたいというふうな思いであります。そういうことで広島県、国等にも要望してきたわけでもありますけれども、先般の新聞にも出ておりましたが、広島県のほうもかなり厳しいハードルを示されたと、厳しい意見を表明されたということでありまして、一つは、そのかいかもあつたかなというふうな思いであります。当然地元の方も県のほうに要望に行かれておるということから、反対運動等もされておる、署名運動等もされておるということも大きな要素ではあろうと思っておりますけれども、今後もこうした活動を地域の方が中心になってやっていただいて、行政のほうは行政のほうでできることをさせてもらおうというふうに思っています。島根県側の方とも少しお話をさせていただきましたけれども、本当にまだ島根県側には説明が全くないということで、憤りを訴えておられましたけれども、今後、島根県とも連携しながら、そうした動きができればというふうに思っているところであります。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 町長の力強い答弁をいただきましたので、そうすると、やはり先ほど同僚議員もおっしゃっていたんですが、太陽光と、こういった自然再生エネルギーは非常に重要性は認めますが、やはり景観及び住民生活、自然体系、動植物への影響を鑑みながら設置していく必要性を強く強く感じております。そうした意味においては、やはり本町の独自の景観保全条例というのが私は必要になってくるのではないかと思います。この必要性の考えをお聞きします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 景観条例の制定につきましては、先ほども答弁させていただいたところでございますが、本町におきましては、県に条例はありますが、旧芸北地域、この条例の中では、西中国山地国定公園周辺景観指定地域ということになっております。広告塔や大規模行為に対しての届け出が必要ということになっておりますが、また景観は、環境保全により維持形成されるものと考えますので、本町におきまして、現在あります環境保全に関する条例、また、開発行為に関する条例等、そういった条例との相関を含めて、また景観条例の制定について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 前向きな答弁をいただいて、ぜひとも早期の制定に向けて取り組んでいただきたいと思うんですが、これは、今、空き家対策にも取り組んでいる我が町、全国的にもそうなんですが、空き家対策の中で景観の問題が一番気になるんです。危険性も当然ありますが、景観が著しく悪い空き家がある。これにも私は関連できるんじゃないかと思うんです。また、

今、都市計画区域の見直しもされてますね。そういった中にも、都市計画区域には、また美観地区とか景観の条例はありますが、そういった空き家対策とか都市計画区域の見直し等についても鑑みて関連付けれるんじゃないかと思うんですが、建設課長、どうお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 都市計画区域との関連ということでございますが、景観条例、県内で7つの市町が今独自に策定をしている状況にあります。全ての景観基本計画、その中で、景観の基本計画を策定するわけでございますが、それを全部承知しているわけではございませんが、幾つかは少し研究をさせていただいたところです。主には、市、それから政令指定都市がそういったことをやっているわけですが、基本的には都市計画区域内で、景観地域を指定して、例えば旧町並みの保存でありますとか、新しい町をつくる上での景観的な色合いでありますとか物の高さでありますとかといったところの制限を加えるというのが大きな目的になっておろうかと思えます。そういった意味では、今の規定しております都市計画区域の中では、そういった景観地域を指定しながらやっていくということもあろうかと思えます。また、県におきましても、それぞれの市町におきまして、できるだけ景観行政団体、要するに景観条例をつくる団体になりますが、これになることを進めておりますので、これからもよそのまだ未策定の市町におきましても、景観条例の制定ということが加速していくのではないかなというふうに思っております。そういった意味でも、本町におきましても景観条例につきまして策定を目指したような形で今後検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 江津市は、石州瓦の生産地で、景観条例の中で、ある指定する地域には、太陽光パネルも乗せられないという地域もあるんです。そういった意味で、独自で、この町独自の景観条例、やはり西中国山地国定公園の景観はもとより、美しい景観を後世に残すということは非常に私たちの使命でありますから、ぜひとも早急な策定を求めまして、私の質問は終わらせていただきます。答弁がありましたら。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） ガイドラインも含め、景観条例等検討、早急にしてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） これで宮本議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日22日に延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。よって本日は、これで延会したいと思います。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 34分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~